

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月28日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A
棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
野村U S ハイ・イールド・ボンド・インカム
(Nomura U.S. High Yield Bond Income)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
100億米ドル（約1兆1,502億円）を限度とします。
（注）米ドルの円貨換算は2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値（1米ドル=115.02円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年2月28日に半期報告書を提出いたしましたので、2021年11月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下記表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、投信制度の概要を修正・更新するため、および投資リスクの参考情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ③ 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2021年12月末日現在)

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
固定利付債	アメリカ合衆国	202,818,423	93.14
	イスラエル	196,426	0.09
	小計	203,014,849	93.23
その他の債券	アメリカ合衆国	3,427,618	1.57
	小計	3,427,618	1.57
変動利付債	アメリカ合衆国	2,899,229	1.33
	小計	2,899,229	1.33
P I K証券	アメリカ合衆国	1,336,747	0.61
	小計	1,336,747	0.61
普通株式（注5）	アメリカ合衆国	1,385	0.00
	小計	1,385	0.00
小計		210,679,828	96.75
現金およびその他の資産（負債控除後）		7,081,582	3.25
合計 （純資産総額）		217,761,410 （約25,047百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.02円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注5）普通株式は、任意ではないコーポレートアクションおよび資本再編成により固定利付債と交換された証券です。

業種配分（2021年12月末日現在）

業種	純資産比
石油・ガス	17.0%
建設	8.0%
金融	6.7%
レジャー	6.4%
ビジネス・サービス	5.8%
その他の業種	52.9%
その他の資産	3.3%
合計	100.0%

（注）純資産比はファンドの純資産総額を100として算出しています。

格付別配分（2021年12月末日現在）

格付	純資産比
B B B以上	0.4%
B B	33.5%
B	39.0%
C C C以下	22.6%
無格付	1.2%
その他の資産	3.3%
合計	100.0%

・格付けはS & P社あるいはムーディーズ社のいずれかの格付業者の低い方の格付けによります。

ポートフォリオ特性値（2021年12月末日現在）

平均格付	B
平均クーポン	5.91%
平均直利	6.05%
平均最終利回り	5.50%
平均デュレーション	4.87年

・上記のポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等（現金等含む）の各特性値（クーポンレート、直利、最終利回り、デュレーション）を、その組入比率で加重平均したもの（現地通貨建）。

また格付の場合は、現金等を除く債券部分について、ランク毎に数値化したものを加重平均しています。

- ・デュレーション：金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す割合。
- ・平均格付とは、ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

2021年1月1日から12月末日までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2021年1月末日	238,134	27,390	8.81	1,013
2月末日	238,828	27,470	8.82	1,014
3月末日	237,386	27,304	8.83	1,016
4月末日	238,458	27,427	8.91	1,025
5月末日	238,331	27,413	8.90	1,024
6月末日	239,189	27,512	8.98	1,033
7月末日	237,218	27,285	8.95	1,029
8月末日	236,289	27,178	8.95	1,029
9月末日	229,528	26,400	8.93	1,027
10月末日	221,333	25,458	8.86	1,019
11月末日	215,635	24,802	8.72	1,003
12月末日	217,761	25,047	8.86	1,019

② 分配の推移

	1口当り分配金	
	米ドル	円
2021年1月	0.035	4.03
2月	0.035	4.03
3月	0.035	4.03
4月	0.035	4.03
5月	0.034	3.91
6月	0.034	3.91
7月	0.034	3.91
8月	0.034	3.91
9月	0.033	3.80
10月	0.034	3.91
11月	0.034	3.91
12月	0.033	3.80

設定来累計（2021年12月末日現在）：10.125米ドル

③ 収益率の推移

2021年1月1日から2021年12月末日までの期間におけるファンドの収益率は次の通りです。

収益率（％）
5.3

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2021年12月末日現在の1口当り純資産価格（2021年1月1日から2021年12月末日までの分配金の合計額を加えた額）

b＝2020年12月末日現在の1口当り純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2012年	17.4
2013年	8.5
2014年	1.4
2015年	－4.6
2016年	16.1
2017年	6.6
2018年	－4.0
2019年	10.7
2020年	5.0
2021年	5.3

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

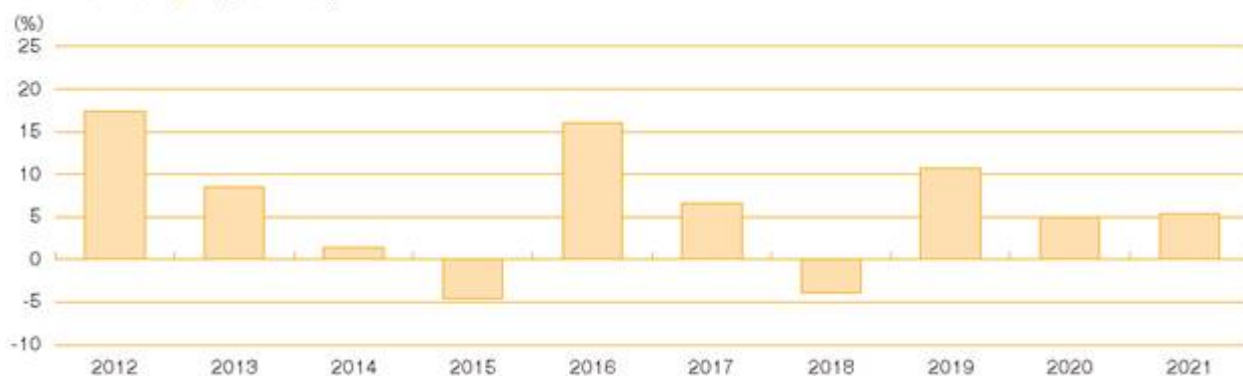
a＝暦年末の1口当り純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

純資産総額 218百万米ドル／1口当り純資産価格 8.86米ドル(2021年12月末日現在)

**収益率の推移 (暦年ベース)**

2 販売及び買戻しの実績

2021年1月1日から2021年12月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2021年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
950,522 (950,522)	3,408,261 (3,408,261)	24,587,251 (24,587,251)

（注）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.02円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

野村USハイ・イールド・ボンド・インカム

純資産計算書

2021年11月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額：223,950,450米ドル)	2	209,982,172	24,152,149
銀行預金		4,528,551	520,874
受益証券発行未収金		6,358	731
ブローカーからの未収金		366,678	42,175
未収収益		3,138,678	361,011
資産合計		<u>218,022,437</u>	<u>25,076,941</u>
負債			
受益証券買戻未払金		963,508	110,823
ブローカーへの未払金		225,000	25,880
未払費用	7	<u>1,198,916</u>	<u>137,899</u>
負債合計		<u>2,387,424</u>	<u>274,602</u>
純資産		<u><u>215,635,013</u></u>	<u><u>24,802,339</u></u>
発行済受益証券数		24,722,457口	
1口当り純資産価格		8.72米ドル	1,003円

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2021年11月30日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	26,792,135
発行受益証券数	187,665
買戻受益証券数	(2,257,343)
期末現在発行済受益証券数	<u>24,722,457</u>

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

中間財務書類に対する注記

2021年11月30日現在

注1－組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定された野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて1991年7月8日に設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）のパートIIの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは当初、2014年5月31日までの存続期間で設定されたが、存続期間は5年延長され2019年5月31日までとなり、更に10年延長され2029年5月31日までとなった。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの目的は、利息収入と投資資産の値上がりを通じて、中長期的に高い投資収益を目指すことである。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に分散投資を行う。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値（これがない場合は、買い呼び値の最も高いもの、または独立値付業者から得た価格）により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a)および／またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在で適用される為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2021年11月30日現在の為替レート：1米ドル＝0.88417ユーロ

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.03%の管理報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.96%の投資顧問報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を投資顧問報酬から支払う。

注４－代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.10%の代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注５－管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.04%の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.07%の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注６－販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.40%の販売会社報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注７－未払費用

	(米ドル)
管理報酬および投資顧問報酬	556,988
代行協会員報酬および販売会社報酬	281,211
管理事務代行報酬	22,500
保管報酬	39,411
コルレス銀行報酬	214,844
海外登録費用	37,500
現金支出費	16,855
専門家報酬	12,108
年次税	17,499
未払費用	<u>1,198,916</u>

注８－分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日現在の受益者に対して、主に利息収入から分配を行う意向である。かかる日が評価日でない場合、直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2021年11月30日に終了した期間に、ファンドは総額5,257,336米ドルの分配を行った。

受益者に対する分配は、以下のように行われた。

分配落日	決済日	1口当り分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年6月16日	2021年6月22日	0.034	907,968
2021年7月16日	2021年7月26日	0.034	904,057
2021年8月16日	2021年8月20日	0.034	900,315
2021年9月16日	2021年9月24日	0.033	849,243
2021年10月18日	2021年10月22日	0.034	850,358

2021年11月16日	2021年11月22日	0.034	845,395
			5,257,336

注9－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注10－買付けおよび買戻しの条件

ファンド証券の発行

ファンド証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日（毎年12月24日を除く。）（「評価日」）に管理会社によって発行されるが、管理会社は自身の裁量によりかかる発行を一時的に中断することができる。

管理会社またはその代理人は、記名式でのみファンド証券を発行する。

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格である。そして、当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%以下の販売手数料が加えられる。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

買付代金の支払は、申込みが受諾された日から起算して5評価日以内または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間に米ドルで行われる。

ファンド証券の当初またはその後の最低申込単位は、500口以上1口単位または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の口数である。

ファンド証券の買戻し

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければならない。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格である。午後2時または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻手数料はかからない。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含む。）された日から起算して5評価日目または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間までに保管受託銀行またはその代理人により、米ドルで行われる。

注11－債務不履行債券

2021年11月30日現在、ポートフォリオにおける債務不履行債券は、ファンドの純資産総額の0.50%に相当する。期末現在の債務不履行債券に関して、ファンドの管理会社は、証券取引所あるいは他の規制ある市場において入手可能な直近の終値、または管理会社の取締役会が公正に評価した額を適用している。当該価格は、最も予測できる売買価格であるとファンドの管理会社が考えるものである。

注12－税引後のファンドの当期実績

2021年11月30日に終了した期間のファンドの税引後の当期実績は、1,030,022米ドルの利益であった。注8で開示されているように、ファンドから受益者に対して5,257,336米ドルの分配が行われた。

注13－重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がファンドの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および／または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

投資有価証券明細表

2021年11月30日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	13,000	TRANSOCEAN INC 6.8000% 15/03/38	9,458	6,628	0.00
			9,458	6,628	0.00
		ケイマン諸島合計	9,458	6,628	0.00
イスラエル					
固定利付債					
USD	100,000	ENERGEAN ISRAEL 5.3750% 30/03/28	100,000	97,625	0.05
USD	100,000	ENERGEAN ISRAEL 5.8750% 30/03/31	100,000	97,000	0.04
			200,000	194,625	0.09
		イスラエル合計	200,000	194,625	0.09
リベリア					
固定利付債					
USD	500,000	ROYAL CARIBBEAN 3.7000% 15/03/28	433,063	456,065	0.21
			433,063	456,065	0.21
		リベリア合計	433,063	456,065	0.21
ルクセンブルグ					
固定利付債					
USD	375,000	INTELSAT LUX 8.125% 01/06/23 (*)	311,072	1,875	0.00
			311,072	1,875	0.00
		ルクセンブルグ合計	311,072	1,875	0.00
イギリス					
変動利付債					
USD	400,000	BARCLAYS PLC FRN 15/09/69	360,800	438,400	0.20
USD	200,000	BARCLAYS PLC FRN 15/12/69	200,000	214,500	0.10
			560,800	652,900	0.30
		イギリス合計	560,800	652,900	0.30
アメリカ合衆国					
固定利付債					
USD	1,275,000	FORD MOTOR CO 9.0000% 22/04/25	1,434,124	1,550,335	0.71
USD	1,085,000	DCP MIDSTREAM OP 5.1250% 15/05/29	1,124,605	1,205,868	0.55
USD	800,000	FORD MOTOR CRED 5.1130% 03/05/29	680,687	886,999	0.40
USD	825,000	TRANSDIGM INC 5.5000% 15/11/27	824,999	835,650	0.38
USD	725,000	OCCIDENTAL PETE 6.3750% 01/09/28	690,563	824,687	0.37
USD	775,000	LAREDO PETROLEUM 9.5000% 15/01/25	563,289	773,062	0.36

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	750,000	SM ENERGY CO 6.6250% 15/01/27	611,250	753,749	0.35
USD	675,000	MGIC INVT CORP 5.2500% 15/08/28	710,625	696,937	0.32
USD	625,000	FREEPORT-MCMORAN 4.2500% 01/03/30	621,000	647,893	0.30
USD	575,000	PG&E CORP 5.0000% 01/07/28	587,938	589,374	0.27
USD	625,000	PBF LOGIST LP/FIN 6.875% 15/5/23	629,500	587,500	0.27
USD	575,000	CENTENE CORP 3.0000% 15/10/30	566,531	573,312	0.27
USD	575,000	ENLINK MIDSTREAM 5.05% 01/04/45	393,688	530,265	0.25
USD	500,000	FREEPORT-MCMORAN 4.1250% 01/03/28	504,688	515,000	0.24
USD	425,000	OCCIDENTAL PETE 6.6250% 01/09/30	425,000	510,795	0.24
USD	425,000	L BRANDS 6.75% 01/07/36	428,844	507,875	0.24
USD	425,000	SOUTHWESTERN ENE 5.3750% 15/03/30	425,000	442,531	0.21
USD	400,000	FIRSTENERGY CORP 4.4000% 15/07/27	443,000	427,393	0.20
USD	400,000	ENLINK MIDSTREAM PRT 4.85% 15/07/26	367,403	411,500	0.19
USD	350,000	HCA INC 7.69% 15/06/25	394,625	409,847	0.19
USD	400,000	FORD MOTOR CRED 3.6250% 17/06/31	400,000	407,500	0.19
USD	375,000	OCCIDENTAL PETE 5.8750% 01/09/25	375,000	402,810	0.19
USD	300,000	OCCIDENTAL PETE 8.8750% 15/07/30	321,750	393,953	0.18
USD	375,000	CEDAR FAIR/CANA 5.375% 01/06/24	379,688	378,713	0.18
USD	325,000	HOWMET AEROSPACE 5.9000% 01/02/27	375,520	366,546	0.17
USD	325,000	EMBARQ CORP 7.995% 01/06/36	326,256	357,191	0.17
USD	300,000	OCCIDENTAL PETE 6.1250% 01/01/31	300,000	350,820	0.16
USD	325,000	FORD MOTOR CO 4.7500% 15/01/43	332,063	347,311	0.16
USD	325,000	TENET HEALTHCARE 6.75% 15/06/23	324,397	345,313	0.16
USD	327,000	MGM RESORTS 5.5000% 15/04/27	351,913	340,317	0.16
USD	325,000	MPT OP PTNR/FINL 4.6250% 01/08/29	309,125	339,219	0.16
USD	325,000	TRANSDIGM INC 7.5000% 15/03/27	325,024	338,813	0.16
USD	325,000	WESTERN MIDSTRM 4.3500% 01/02/25	285,438	336,788	0.16
USD	300,000	KB HOME 4.8000% 15/11/29	315,375	319,125	0.15
USD	300,000	RADIAN GROUP INC 4.8750% 15/03/27	311,469	315,750	0.15
USD	300,000	MURPHY OIL CORP 5.7500% 15/08/25	304,688	304,500	0.14
USD	275,000	ALLEGHENY LUDLUM 6.9500% 15/12/25	298,031	303,996	0.14
USD	300,000	OCCIDENTAL PETE 4.2000% 15/03/48	264,000	288,210	0.13
USD	225,000	EQT CORP 7.5000% 01/02/30	174,375	283,952	0.13
USD	275,000	PG&E CORP 5.2500% 01/07/30	275,000	281,875	0.13
USD	250,000	L BRANDS INC 7.5000% 15/06/29	253,438	278,583	0.13
USD	250,000	SPRINGLEAF FIN 6.6250% 15/01/28	260,341	276,250	0.13
USD	250,000	MERITAGE HOMES CORP 6% 01/06/25	255,095	275,938	0.13
USD	275,000	DIEBOLD INC 8.5% 15/04/24	258,453	271,563	0.13
USD	250,000	WESTERN MIDSTRM 5.3000% 01/02/30	212,188	270,340	0.13
USD	250,000	AMERIGAS PART/FIN 5.75% 20/05/27	249,625	270,000	0.13
USD	250,000	RANGE RESOURCES 5.0000% 15/03/23	237,750	253,433	0.12
USD	200,000	FREEPORT-MCMORAN 5.45% 15/03/43	242,250	246,546	0.11
USD	225,000	APACHE CORP 4.8750% 15/11/27	225,000	239,625	0.11

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	225,000	OCCIDENTAL PETE 3.4000% 15/04/26	201,600	222,750	0.10
USD	175,000	OCCIDENTAL PETE 7.5000% 01/05/31	125,617	221,813	0.10
USD	150,000	FORD MOTOR CO 9.6250% 22/04/30	150,000	217,875	0.10
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 5.1250% 16/06/25	200,000	215,750	0.10
USD	200,000	TRI POINTE GROUP 5.2500% 01/06/27	200,000	214,000	0.10
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 4.5420% 01/08/26	161,000	213,000	0.10
USD	200,000	FREEPORT-MCMORAN 4.6250% 01/08/30	200,000	211,000	0.10
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 4.1340% 04/08/25	164,000	208,750	0.10
USD	200,000	FREEPORT-MCMORAN 4.3750% 01/08/28	200,000	208,000	0.10
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 3.8150% 02/11/27	168,500	206,500	0.10
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 3.3750% 13/11/25	200,000	204,250	0.09
USD	250,000	COOPER STANDARD 5.625% 15/11/26	250,000	203,608	0.09
USD	200,000	FORD MOTOR CO 3.2500% 12/02/32	200,000	199,604	0.09
USD	200,000	FORD MOTOR CRED 2.7000% 10/08/26	200,000	198,000	0.09
USD	200,000	ENLINK MIDSTREAM 5.6000% 01/04/44	168,844	190,000	0.09
USD	175,000	MGIC INVESTMENT CORP 5.75% 15/08/23	175,000	184,625	0.09
USD	150,000	KB HOME 6.8750% 15/06/27	149,625	176,250	0.08
USD	175,000	KB HOME 4.0000% 15/06/31	175,000	175,992	0.08
USD	175,000	MPT OP PTNR/FINL 3.5000% 15/03/31	175,000	173,250	0.08
USD	150,000	FREEPORT-MCMORAN 5.2500% 01/09/29	166,125	162,375	0.08
USD	150,000	OLIN CORP 5.6250% 01/08/29	149,981	162,000	0.08
USD	150,000	OLIN CORP 5.0000% 01/02/30	127,875	156,869	0.07
USD	150,000	MACYS RETAIL HLD 5.1250% 15/01/42	139,125	143,955	0.07
USD	150,000	TENNECO INC 5% 15/07/26	143,375	142,973	0.07
USD	125,000	TRI POINTE GROUP 5.7000% 15/06/28	125,000	134,375	0.06
USD	125,000	TRIUMPH GROUP 7.7500% 15/08/25	125,000	123,973	0.06
USD	200,000	PBF HOLDING CO 6.0000% 15/02/28	147,750	121,525	0.06
USD	125,000	ENLINK MIDSTREAM 5.4500% 01/06/47	109,464	121,208	0.06
USD	100,000	DELTA AIR LINES 7.3750% 15/01/26	99,986	115,074	0.05
USD	100,000	OCCIDENTAL PETE 8.0000% 15/07/25	100,000	113,948	0.05
USD	125,000	GEO GROUP INC 6% 15/04/26	120,000	107,500	0.05
USD	100,000	SPRINGLEAF FIN 5.3750% 15/11/29	100,000	105,344	0.05
USD	100,000	SUMMIT MID HDGS 5.75% 15/04/25	100,000	88,661	0.04
USD	76,000	NRG ENERGY 6.625% 15/01/27	79,610	78,565	0.04
USD	75,000	MURPHY OIL CORP 5.8750% 01/12/27	75,000	76,342	0.04
USD	66,000	MGM RESORTS 5.7500% 15/06/25	71,775	69,465	0.03
USD	50,000	HCA INC 5.875% 15/02/26	51,281	56,006	0.03
USD	50,000	RADIAN GROUP INC 6.6250% 15/03/25	50,000	54,500	0.03
USD	50,000	L BRANDS INC 5.2500% 01/02/28	46,875	53,375	0.02
USD	50,000	ALLEGHENY TECH 5.1250% 01/10/31	50,000	49,380	0.02
USD	25,000	CLIFFS NATURAL R 6.2500% 01/10/40	19,625	26,688	0.01
USD	25,000	ENLINK MIDSTREAM 4.4% 01/04/24	24,031	25,563	0.01
USD	25,000	CRESTWOOD MID PA 5.7500% 01/04/25	25,000	25,155	0.01

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	6,000	HOWMET AEROSPACE 6.8750% 01/05/25	6,000	6,858	0.00
			26,687,675	29,032,246	13.47
		アメリカ合衆国合計	26,687,675	29,032,246	13.47
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	28,202,068	30,344,339	14.07
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
固定利付債					
USD	100,000	VIRGIN AU HLD 0.0000% 15/11/24	100,000	6,000	0.00
			100,000	6,000	0.00
		オーストラリア合計	100,000	6,000	0.00
オーストリア					
固定利付債					
USD	400,000	AMS AG 7.0000% 31/07/25	396,000	421,000	0.20
			396,000	421,000	0.20
		オーストリア合計	396,000	421,000	0.20
バミューダ					
その他の債券					
USD	336,441	DIGICEL GROUP PIK 01/04/24	407,951	335,677	0.16
			407,951	335,677	0.16
固定利付債					
USD	550,000	NCL CORP 5.8750% 15/03/26	552,376	535,831	0.25
USD	425,000	NABORS INDS L 7.2500% 15/01/26	358,406	368,688	0.17
USD	300,000	VIK CRUISES 13.0000% 15/05/25	291,000	338,250	0.16
USD	225,000	VIK CRUISES L 5.8750% 15/09/27	172,699	209,813	0.10
USD	125,000	NABORS INDS L 7.5000% 15/01/28	125,000	106,250	0.05
USD	65,000	NCL CORP 12.2500% 15/05/24	64,350	76,375	0.04
			1,563,831	1,635,207	0.77
		バミューダ合計	1,971,782	1,970,884	0.93
カナダ					
P I K証券					
USD	175,000	HUSKY III HLDING PIK 15/02/25	171,500	183,313	0.09
USD	490,644	ALBERTA /ALGOMA PIK 14% 13/02/20 (*)	442,367	0	0.00
			613,867	183,313	0.09
固定利付債					
USD	700,000	BOMBARDIER IN 7.5000% 01/12/24	728,343	726,249	0.33
USD	530,000	BAUSCH HEALTH 6.1250% 15/04/25	458,047	535,299	0.25
USD	450,000	BAFFINLAND IR 8.7500% 15/07/26	457,923	468,000	0.22
USD	450,000	BAUSCH HEALTH 5.0000% 15/02/29	439,875	385,875	0.18

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
カナダ（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	475,000	TELESAT CANAD 6.5000% 15/10/27	459,476	370,358	0.17
USD	350,000	MEG ENERGY CO 7.1250% 01/02/27	350,000	359,625	0.17
USD	350,000	COOKE/ALPHA 8.5000% 15/12/22	339,703	357,438	0.17
USD	350,000	TITAN ACQ/CO- 7.7500% 15/04/26	361,813	348,250	0.16
USD	325,000	VALEANT PHARM 9.0000% 15/12/25	326,884	338,718	0.16
USD	325,000	BAUSCH HLTH A 8.5000% 31/01/27	323,219	334,159	0.15
USD	300,000	BAUSCH HEALTH 7.2500% 30/05/29	286,000	285,000	0.13
USD	250,000	OPEN TEXT CORP 5.875% 01/06/26	250,000	257,375	0.12
USD	275,000	BAUSCH HEALTH 6.2500% 15/02/29	275,000	249,645	0.12
USD	250,000	OPEN TEXT HLD 4.1250% 15/02/30	250,000	248,750	0.12
USD	250,000	MATTAMY GROUP 4.6250% 01/03/30	250,000	247,500	0.11
USD	275,000	BAUSCH HEALTH 5.0000% 30/01/28	270,875	243,375	0.11
USD	200,000	PARKLAND FUEL 5.8750% 15/07/27	200,000	209,394	0.10
USD	200,000	BOMBARDIER INC 7.5% 15/03/25	202,250	204,000	0.09
USD	200,000	1011778 BC UL 4.3750% 15/01/28	200,000	199,000	0.09
USD	175,000	CLARIOS GLOBA 8.5000% 15/05/27	175,242	184,188	0.09
USD	150,000	TELESAT CANAD 4.8750% 01/06/27	150,000	131,330	0.06
USD	125,000	MOUNTAIN PROV 8.0000% 15/12/22	122,490	116,021	0.05
USD	100,000	PRECISION DRI 7.1250% 15/01/26	100,000	100,669	0.05
USD	67,000	CLARIOS GLOBA 6.7500% 15/05/25	67,279	69,931	0.03
			7,044,419	6,970,149	3.23
カナダ合計			7,658,286	7,153,462	3.32
ケイマン諸島					
その他の債券					
USD	1,531,795	GLB AIR LEASE CO PIK 15/09/24	1,435,189	1,484,585	0.68
USD	300,000	TRANSOCEAN 5.8750% 15/01/24	204,852	188,940	0.09
USD	175,000	TRANSOCEAN SE 5.3750% 15/05/23	145,177	139,242	0.06
USD	125,000	TRANSOCEAN PO 6.8750% 01/02/27	124,063	118,750	0.06
			1,909,281	1,931,517	0.89
固定利付債					
USD	300,000	SHELF DRL HOL 8.2500% 15/02/25	302,000	210,015	0.10
			302,000	210,015	0.10
ケイマン諸島合計			2,211,281	2,141,532	0.99
アイルランド					
固定利付債					
USD	575,000	ARDAGH PKG FI 5.2500% 15/08/27	564,938	564,590	0.26
USD	400,000	MOTION BONDCO 6.6250% 15/11/27	409,000	400,000	0.19
USD	342,000	ENDO DAC/ENDO 6.0000% 30/06/28	213,460	256,500	0.12
USD	250,000	ARDAGH PKG FI 5.2500% 15/08/27	251,354	245,474	0.11
USD	223,000	ENDO DAC/ENDO 9.5000% 31/07/27	235,814	225,136	0.10
			1,674,566	1,691,700	0.78
アイルランド合計			1,674,566	1,691,700	0.78

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
イタリア					
固定利付債					
USD	200,000	F-BRASILE SPA/F 7.3750% 15/08/26	200,000	197,998	0.09
			200,000	197,998	0.09
		イタリア合計	200,000	197,998	0.09
リベリア					
固定利付債					
USD	375,000	ROYAL CARIBBE 9.1250% 15/06/23	381,750	397,500	0.18
			381,750	397,500	0.18
		リベリア合計	381,750	397,500	0.18
ルクセンブルグ					
P I K証券					
USD	400,000	ARD FINANCE SA PIK 30/06/27	400,000	410,000	0.19
			400,000	410,000	0.19
固定利付債					
USD	850,000	ALTICE FRANC 10.5000% 15/05/27	921,326	915,755	0.42
USD	800,000	INTELSAT JACK 9.7500% 15/07/25 (*)	803,797	392,000	0.18
USD	400,000	ALTICE FINANC 5.0000% 15/01/28	400,000	378,092	0.18
USD	350,000	JBS USA/FOOD/ 5.5000% 15/01/30	350,000	375,375	0.17
USD	300,000	CAMELOT FINAN 4.5000% 01/11/26	300,000	311,250	0.14
USD	300,000	CONS ENERGY F 6.5000% 15/05/26	300,000	308,250	0.14
USD	225,000	TELECOM ITALIA CAP 6% 30/09/34	230,927	226,805	0.11
USD	200,000	ALTICE FRANCE 6.0000% 15/02/28	200,000	186,750	0.09
USD	175,000	MALLINCKRODT FIN 5.625% 15/10/23 (*)	175,000	99,313	0.05
USD	50,000	MALLINCKRODT FIN 5.75% 1/8/22 (*)	42,250	28,750	0.01
			3,723,300	3,222,340	1.49
		ルクセンブルグ合計	4,123,300	3,632,340	1.68
メキシコ					
固定利付債					
USD	400,000	CEMEX SAB 5.4500% 19/11/29	400,000	423,320	0.20
USD	200,000	CEMEX SAB 7.3750% 05/06/27	200,000	218,936	0.10
			600,000	642,256	0.30
		メキシコ合計	600,000	642,256	0.30
オランダ					
固定利付債					
USD	600,000	ZIGGO BV 4.8750% 15/01/30	617,000	607,494	0.28
USD	150,000	EAGLE INT/RUY 7.5000% 01/05/25	150,000	140,625	0.07
			767,000	748,119	0.35
		オランダ合計	767,000	748,119	0.35

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
パナマ					
固定利付債					
USD	325,000	CARNIVAL CORP 9.8750% 01/08/27	325,000	368,875	0.17
			325,000	368,875	0.17
		パナマ合計	325,000	368,875	0.17
イギリス					
変動利付債					
USD	475,000	VODAFONE GROUP FRN 04/04/79	520,743	571,508	0.27
			520,743	571,508	0.27
固定利付債					
USD	700,000	ROLLS-ROYCE P 5.7500% 15/10/27	748,750	770,875	0.36
USD	400,000	JAGUAR LAND R 7.7500% 15/10/25	400,000	427,628	0.20
USD	400,000	MODULAIRE GL 10.0000% 15/08/23	376,032	405,000	0.19
USD	400,000	VMED 02 UK FI 4.2500% 31/01/31	400,000	382,692	0.18
			1,924,782	1,986,195	0.93
		イギリス合計	2,445,525	2,557,703	1.20
アメリカ合衆国					
変動利付債					
USD	400,000	CITIGROUP INC FRN 29/05/49	400,000	400,999	0.19
USD	300,000	ILFC E CAP TRUST I FRN 21/12/65	216,000	246,681	0.11
USD	175,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	176,375	196,875	0.09
USD	175,000	JPMORGAN CHASE FRN 01/08/69	175,000	175,767	0.08
USD	175,000	CITIGROUP INC FRN 10/03/70	175,000	174,563	0.08
USD	50,000	CITIGROUP INC FRN 30/07/69	47,563	50,250	0.02
			1,189,938	1,245,135	0.57
普通株式					
--	26,204	BRUIN BLOCKER LLC COM (**)	0	1,310	0.00
			0	1,310	0.00
その他の債券					
USD	50,000	JC PENNEY COR 8.6250% 15/03/25 (*)	49,338	10	0.00
USD	233,269	BUFFALO THUND CERT 0% 1 0% (*)	8,780	0	0.00
			58,118	10	0.00
固定利付債					
USD	1,100,000	AUSTIN BIDCO 7.1250% 15/12/28	1,134,155	1,127,499	0.53
USD	1,025,000	NAVIENT CORP 5.875% 25/10/24	1,015,518	1,068,562	0.51
USD	900,000	GRANITE US H 11.0000% 01/10/27	916,423	978,299	0.46
USD	850,000	SBA COMMUNICATIO 3.8750% 15/02/27	848,582	871,249	0.40
USD	825,000	CLEARWAY ENER 4.7500% 15/03/28	854,624	866,249	0.40
USD	825,000	VISTRA OPERAT 5.0000% 31/07/27	848,530	831,187	0.39
USD	800,000	SWITCH LTD 3.7500% 15/09/28	811,755	787,999	0.37
USD	840,000	PARK-OHIO INDUST 6.6250% 15/04/27	765,387	778,519	0.36
USD	775,000	CCO HOLDINGS LL 4.5000% 01/05/32	788,002	774,635	0.36
USD	750,000	ICAHN ENTER/FIN 6.2500% 15/05/26	741,531	770,624	0.36
USD	785,000	BWAY HDGS CO 7.25% 15/04/25	738,895	768,867	0.36

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	825,000	EXTERRAN SOL/FI 8.1250% 01/05/25	774,161	765,187	0.35
USD	515,000	SPRINT CAP CORP 8.7500% 15/03/32	650,911	761,555	0.35
USD	725,000	CHS/COMMUNITY 8.0000% 15/03/26	729,165	759,212	0.35
USD	675,000	INNPHOS HOLD 9.3750% 15/02/28	693,750	725,624	0.33
USD	725,000	MIDAS INT HOLD 7.875% 01/10/22	667,763	719,562	0.33
USD	675,000	GOLDEN NUGGET 6.7500% 15/10/24	598,392	674,999	0.31
USD	675,000	DAVITA INC 4.6250% 01/06/30	680,082	664,992	0.31
USD	650,000	IRON MOUNTAIN 4.8750% 15/09/29	624,375	656,499	0.30
USD	650,000	NFP CORP 6.8750% 15/08/28	655,250	644,423	0.30
USD	625,000	VIPER ENERGY 5.3750% 01/11/27	643,988	643,819	0.30
USD	650,000	LEVEL 3 FIN I 4.2500% 01/07/28	653,500	636,357	0.30
USD	575,000	CAESARS ENT 8.1250% 01/07/27	576,617	631,583	0.29
USD	625,000	CROWNROCK LP/ 5.6250% 15/10/25	609,344	631,250	0.29
USD	625,000	CCO HOLDINGS 4.2500% 01/02/31	631,818	615,625	0.29
USD	600,000	PATTERN ENERG 4.5000% 15/08/28	624,938	611,118	0.28
USD	500,000	AMERICAN AIR 11.7500% 15/07/25	495,000	608,750	0.28
USD	550,000	CNX RESOURCES 7.2500% 14/03/27	567,600	580,613	0.27
USD	575,000	LOGAN MERGER 5.5000% 01/09/27	585,500	572,125	0.27
USD	550,000	SOUTHWESTERN EN 5.3750% 01/02/29	548,758	571,021	0.26
USD	583,000	COMMScope TECH FIN 6% 15/06/25	584,622	566,428	0.26
USD	575,000	HOSPITALITY PROP 5.2500% 15/02/26	546,000	566,375	0.26
USD	575,000	HAT HOLDINGS 3.7500% 15/09/30	583,438	563,313	0.26
USD	525,000	UNITED CONT HLDG 4.8750% 15/01/25	473,625	532,875	0.25
USD	500,000	CHS/COMMUNITY 8.0000% 15/12/27	520,000	532,500	0.25
USD	550,000	CP ATLAS BUYE 7.0000% 01/12/28	568,719	531,658	0.25
USD	500,000	CSC HOLDINGS 7.5000% 01/04/28	563,750	531,410	0.25
USD	500,000	ALLIED UNIVER 9.7500% 15/07/27	495,204	525,000	0.24
USD	513,000	HUB INTL LTD 7.0000% 01/05/26	516,310	523,901	0.24
USD	475,000	PACIFIC GAS&ELEC 4.5500% 01/07/30	438,978	518,692	0.24
USD	525,000	SYNEOS HEALTH 3.6250% 15/01/29	529,781	517,225	0.24
USD	525,000	STAPLES INC 7.5000% 15/04/26	445,500	517,125	0.24
USD	550,000	TALEN ENERGY 7.2500% 15/05/27	526,375	513,007	0.24
USD	500,000	CRESTWOOD MID 5.6250% 01/05/27	503,125	500,625	0.23
USD	475,000	CASTLE US HOL 9.5000% 15/02/28	475,000	498,750	0.23
USD	475,000	CHENIERE ENERGY 4.6250% 15/10/28	485,500	489,844	0.23
USD	525,000	STAPLES INC 10.7500% 15/04/27	525,192	477,464	0.22
USD	500,000	AHERN RENTALS 7.375% 15/5/23	406,493	470,000	0.22
USD	450,000	MOHEGAN TRIBAL 7.875% 15/10/24	455,937	469,157	0.22
USD	450,000	TRIDENT TPI H 9.2500% 01/08/24	419,290	466,875	0.22
USD	425,000	UBER TECHNOLO 7.5000% 15/09/27	434,994	462,362	0.21
USD	450,000	HESS MIDSTREA 5.6250% 15/02/26	450,000	460,125	0.21
USD	450,000	ICAHN ENTER/FIN 4.7500% 15/09/24	451,500	456,750	0.21
USD	425,000	CHENIERE ENERGYP 4.5000% 01/10/29	433,250	446,407	0.21
USD	425,000	WERNER LP/INC 8.7500% 15/07/25	425,000	443,063	0.21

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	425,000	SPIRIT AEROSY 7.5000% 15/04/25	425,000	442,000	0.20
USD	425,000	SRM ESCROW IS 6.0000% 01/11/28	426,750	437,750	0.20
USD	425,000	FORTRESS TRAN 6.5000% 01/10/25	397,375	434,563	0.20
USD	425,000	ARCHES BUYER 6.1250% 01/12/28	437,000	429,123	0.20
USD	400,000	GRAY TELE INC 7.0000% 15/05/27	403,000	422,902	0.20
USD	425,000	ACRISURE LLC 7.0000% 15/11/25	425,000	421,281	0.20
USD	400,000	SCIENTIFIC GA 8.2500% 15/03/26	429,360	421,052	0.20
USD	425,000	CITGO HOLDING 9.2500% 01/08/24	427,013	414,375	0.19
USD	400,000	ALLIED UNIVER 6.6250% 15/07/26	408,364	413,080	0.19
USD	375,000	JBS USA/FOOD/ 6.5000% 15/04/29	381,563	410,625	0.19
USD	400,000	TENET HEALTHC 5.1250% 01/11/27	404,480	410,500	0.19
USD	425,000	FREEDOM MORTG 7.6250% 01/05/26	437,086	409,615	0.19
USD	400,000	CCO HOLDINGS 4.7500% 01/03/30	404,115	409,352	0.19
USD	400,000	JACOBS ENTERT 7.8750% 01/02/24	407,750	408,000	0.19
USD	400,000	DELEK LOG PT/FI 6.7500% 15/05/25	390,490	402,000	0.19
USD	400,000	CENTURYLINK I 5.1250% 15/12/26	400,000	401,314	0.19
USD	350,000	NMI HOLDINGS 7.3750% 01/06/25	364,569	396,575	0.18
USD	346,000	FXI HOLDINGS 12.2500% 15/11/26	339,891	388,108	0.18
USD	375,000	CITGO PETROLE 7.0000% 15/06/25	378,516	377,813	0.18
USD	375,000	AMERICAN AIR 5.0000% 01/06/22	283,688	373,588	0.17
USD	350,000	CCO HOLDINGS 5.3750% 01/06/29	346,642	370,125	0.17
USD	375,000	BRAND ENERGY 8.5000% 15/07/25	386,309	369,375	0.17
USD	350,000	SELECT MEDICA 6.2500% 15/08/26	362,875	367,180	0.17
USD	350,000	SS&C TECH INC 5.5000% 30/09/27	350,000	364,144	0.17
USD	400,000	MPH ACQUISITI 5.7500% 01/11/28	393,667	355,316	0.16
USD	350,000	NOVELIS CORP 4.7500% 30/01/30	350,000	354,375	0.16
USD	350,000	AMN HEALTHCAR 4.0000% 15/04/29	352,250	352,625	0.16
USD	300,000	WESTERN GAS PART 5.3000% 01/03/48	237,250	348,000	0.16
USD	325,000	VERSCEND ESCR 9.7500% 15/08/26	322,752	342,875	0.16
USD	325,000	GO DADDY OP/F 5.2500% 01/12/27	327,250	336,778	0.16
USD	325,000	ARCHROCK LP/F 6.2500% 01/04/28	331,094	333,125	0.15
USD	300,000	SPRINGLEAF FIN 8.2500% 01/10/23	300,000	331,125	0.15
USD	325,000	PLASTIPAK HOL 6.2500% 15/10/25	290,500	330,103	0.15
USD	325,000	OCCIDENTAL PETE 3.4500% 15/07/24	288,438	325,000	0.15
USD	300,000	NEWELL RUBBERMAID INC 4.2% 01/04/26	311,631	321,312	0.15
USD	300,000	ALLEN MEDIA 10.5000% 15/02/28	300,000	321,000	0.15
USD	300,000	PATRICK INDS 7.5000% 15/10/27	300,000	320,241	0.15
USD	325,000	KAISER ALUMIN 4.6250% 01/03/28	299,813	318,507	0.15
USD	300,000	SIRIUS XM RAD 5.5000% 01/07/29	300,993	318,177	0.15
USD	300,000	TALOS PRODUCTI 12.0000% 15/01/26	279,000	313,500	0.15
USD	300,000	EDGEWELL PERS 5.5000% 01/06/28	300,000	312,750	0.15
USD	300,000	GOLDEN ENTERT 7.6250% 15/04/26	300,375	312,000	0.14
USD	400,000	ASP AMC MERGER SUB 8% 15/05/25	399,676	310,520	0.14
USD	300,000	SUNOCO LP/FIN 6.0000% 15/04/27	300,000	310,500	0.14

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	300,000	TARGA RES PRTNRS 5.0000% 15/01/28	304,286	310,167	0.14
USD	300,000	NCR CORP 5.7500% 01/09/27	300,000	310,125	0.14
USD	300,000	USA PART/USA FI 6.8750% 01/04/26	300,813	307,206	0.14
USD	300,000	HESS MIDSTREA 5.1250% 15/06/28	300,000	306,750	0.14
USD	300,000	IRON MOUNTAIN 5.2500% 15/07/30	300,000	305,757	0.14
USD	300,000	HILCORP ENERG 6.2500% 01/11/28	294,563	304,500	0.14
USD	300,000	ICAHN ENTER/FIN 5.2500% 15/05/27	303,646	304,296	0.14
USD	300,000	UNIVISION COMM 5.125% 15/02/25	292,500	304,089	0.14
USD	300,000	TEGNA INC 4.6250% 15/03/28	300,000	298,815	0.14
USD	300,000	ASSUREDPARTNE 7.0000% 15/08/25	300,000	297,375	0.14
USD	300,000	HOSPITALITY PROP 4.3500% 01/10/24	279,250	294,189	0.14
USD	275,000	USA PART/USA FIN 6.8750% 01/09/27	276,500	282,037	0.13
USD	275,000	IRB HOLDING C 6.7500% 15/02/26	275,745	279,131	0.13
USD	300,000	CSC HOLDINGS 4.6250% 01/12/30	307,875	278,667	0.13
USD	300,000	SINCLAIR TELE 5.125% 15/02/27	300,000	275,250	0.13
USD	300,000	HOSPITALITY PROP 4.3750% 15/02/30	276,844	271,500	0.13
USD	275,000	CSC HOLDINGS 5.7500% 15/01/30	273,729	269,330	0.12
USD	275,000	TRANSDIGM INC 4.8750% 01/05/29	275,000	267,501	0.12
USD	250,000	MATCH GROUP I 5.6250% 15/02/29	255,651	267,500	0.12
USD	250,000	NRG ENERGY IN 5.2500% 15/06/29	267,452	259,375	0.12
USD	250,000	CLEVELAND-CLIFF 5.8750% 01/06/27	240,313	258,075	0.12
USD	250,000	GOLDEN NUGGET 8.7500% 01/10/25	258,264	257,500	0.12
USD	250,000	NEXTERA ENERG 4.2500% 15/07/24	250,000	255,565	0.12
USD	250,000	DISH DBS CORP 5.875% 15/11/24	231,042	252,710	0.12
USD	250,000	CENTENE CORP 3.3750% 15/02/30	254,063	251,553	0.12
USD	200,000	KRAFT HEINZ FOOD 4.8750% 01/10/49	195,055	250,128	0.12
USD	250,000	OXFORD FIN/COS 6.3750% 15/12/22	252,500	249,688	0.12
USD	200,000	OCCIDENTAL PETE 6.4500% 15/09/36	139,438	249,388	0.12
USD	250,000	IHEARTCOMMUNI 4.7500% 15/01/28	250,000	248,125	0.12
USD	250,000	WYNN LAS VEGAS 5.25% 15/05/27	233,438	245,868	0.11
USD	225,000	NAVIENT CORP 6.7500% 15/06/26	225,000	242,719	0.11
USD	225,000	SCIENTIFIC GA 7.0000% 15/05/28	225,000	239,344	0.11
USD	225,000	APACHE CORP 4.3750% 15/10/28	204,750	236,813	0.11
USD	225,000	APACHE CORP 4.2500% 15/01/30	239,063	235,125	0.11
USD	225,000	AG ISSUER LLC 6.2500% 01/03/28	221,875	232,313	0.11
USD	250,000	PBF HOLDING C 9.2500% 15/05/25	255,500	230,818	0.11
USD	225,000	T-MOBILE USA INC 3.5000% 15/04/31	225,000	228,870	0.11
USD	225,000	WYNN LAS VEGAS 5.5% 01/03/25	210,938	225,586	0.10
USD	225,000	CALPINE CORP 5.1250% 15/03/28	231,750	223,313	0.10
USD	175,000	KRAFT HEINZ FOOD 5.2000% 15/07/45	204,750	223,006	0.10
USD	225,000	NAVIENT CORP 5.5000% 15/03/29	225,000	222,328	0.10
USD	200,000	BEAZER HOMES USA 7.2500% 15/10/29	200,000	219,310	0.10
USD	200,000	TARGA RES PRTNRS 5.5000% 01/03/30	200,000	216,654	0.10
USD	200,000	EQM MIDSTREAM 6.5000% 01/07/27	200,000	216,000	0.10

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	200,000	RANGE RESOURCES 9.2500% 01/02/26	200,000	214,750	0.10
USD	300,000	TPC GROUP IN 10.5000% 01/08/24	301,125	213,000	0.10
USD	200,000	ALBERTSONS CO 4.8750% 15/02/30	200,000	212,756	0.10
USD	200,000	SERVICE PROP 7.5000% 15/09/25	200,000	212,440	0.10
USD	200,000	EQM MIDSTREAM 6.0000% 01/07/25	200,000	211,765	0.10
USD	200,000	HILTON DOMESTIC 4.8750% 15/01/30	208,500	211,589	0.10
USD	200,000	CSC HOLDINGS 6.5000% 01/02/29	206,458	211,448	0.10
USD	200,000	TENET HEALTHC 7.5000% 01/04/25	200,000	210,304	0.10
USD	475,000	DIAMOND SPORT 5.3750% 15/08/26	458,973	209,000	0.10
USD	200,000	FLEX ACQUIS 7.8750% 15/07/26	200,000	208,022	0.10
USD	200,000	ENDEAVOR ENER 5.7500% 30/01/28	208,000	208,000	0.10
USD	200,000	ARCHROCK LP/F 6.8750% 01/04/27	200,000	208,000	0.10
USD	200,000	GRAHAM HOLDIN 5.7500% 01/06/26	200,000	207,750	0.10
USD	200,000	ALBERTSONS CO 4.6250% 15/01/27	202,000	207,746	0.10
USD	200,000	IRON MOUNTAIN 5.2500% 15/03/28	185,000	205,000	0.10
USD	200,000	COMPASS MIN I 6.7500% 01/12/27	200,000	204,250	0.09
USD	200,000	MATTHEWS INTE 5.2500% 01/12/25	200,000	204,000	0.09
USD	200,000	TERRAFORM POW 4.7500% 15/01/30	200,000	203,228	0.09
USD	200,000	ASCENT RESOUR 7.0000% 01/11/26	171,000	203,000	0.09
USD	200,000	CCO HOLDINGS 4.5000% 15/08/30	204,941	202,000	0.09
USD	200,000	LAMAR MEDIA CORP 3.7500% 15/02/28	200,000	199,558	0.09
USD	186,000	OCCIDENTAL PETE 5.5500% 15/03/26	130,375	198,642	0.09
USD	225,000	DISH DBS CORP 5.1250% 01/06/29	225,000	198,270	0.09
USD	175,000	SPRINGLEAF FIN 7.1250% 15/03/26	175,036	196,338	0.09
USD	200,000	DISH DBS CORP 7.3750% 01/07/28	200,000	196,322	0.09
USD	150,000	NEWELL RUBBERMAI 6.0000% 01/04/46	156,469	187,500	0.09
USD	175,000	BUILDERS FIRS 5.0000% 01/03/30	178,000	185,812	0.09
USD	175,000	CEDAR FAIR LP 6.5000% 01/10/28	175,000	185,063	0.09
USD	173,000	K HOVNANIAN 13.5000% 01/02/26	212,243	178,190	0.08
USD	175,000	ICAHN ENTER/FIN 4.3750% 01/02/29	175,000	170,625	0.08
USD	175,000	TRANSDIGM INC 4.6250% 15/01/29	175,000	167,718	0.08
USD	150,000	DCP MIDSTREAM OP 5.6250% 15/07/27	162,938	167,534	0.08
USD	150,000	TAYLOR MORRIS 5.7500% 15/01/28	150,000	163,500	0.08
USD	150,000	APACHE CORP 4.7500% 15/04/43	150,000	160,500	0.07
USD	158,000	PAR PHARMA IN 7.5000% 01/04/27	157,538	159,580	0.07
USD	150,000	IRB HOLDING C 7.0000% 15/06/25	150,000	158,386	0.07
USD	150,000	ASHTON WOODS 6.6250% 15/01/28	150,000	157,875	0.07
USD	150,000	DOWNSTREAM D 10.5000% 15/02/23	149,883	157,133	0.07
USD	150,000	ADAMS HOMES I 7.5000% 15/02/25	150,000	156,750	0.07
USD	150,000	TERRAFORM POW 5.0000% 31/01/28	150,000	156,750	0.07
USD	150,000	VICI PROPERTI 4.2500% 01/12/26	150,000	154,875	0.07
USD	125,000	KRAFT HEINZ FOOD 5.0000% 15/07/35	136,963	154,767	0.07
USD	150,000	TENET HEALTHC 4.6250% 15/06/28	150,000	153,062	0.07
USD	250,000	ENVISION HEAL 8.7500% 15/10/26	249,361	151,875	0.07

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	150,000	STANDARD INDS 4.7500% 15/01/28	150,000	151,125	0.07
USD	150,000	SHEA HOMES 4.7500% 15/02/28	150,000	149,625	0.07
USD	150,000	FLEX ACQUISITION 6.875% 15/01/25	150,000	149,612	0.07
USD	150,000	LADDER CAP FI 4.2500% 01/02/27	150,000	149,210	0.07
USD	150,000	CENTURYTEL IN 4.0000% 15/02/27	150,000	148,464	0.07
USD	135,000	ORTHO-CLINICA 7.2500% 01/02/28	135,000	141,750	0.07
USD	175,000	EXELA INTER 10.0000% 15/07/23	175,000	141,750	0.07
USD	150,000	HOSPITALITY PROP 4.9500% 01/10/29	136,750	140,115	0.06
USD	125,000	SCIENTIFIC GA 7.2500% 15/11/29	125,000	137,855	0.06
USD	125,000	CLEVELAND-CLI 6.7500% 15/03/26	123,596	132,089	0.06
USD	125,000	TAYLOR MORRIS 6.6250% 15/07/27	125,000	130,938	0.06
USD	125,000	MATCH GROUP I 5.0000% 15/12/27	125,563	130,275	0.06
USD	125,000	STANDARD IND 5% 15/02/27	124,375	128,145	0.06
USD	125,000	PRIME SEC/FIN 6.2500% 15/01/28	125,000	127,089	0.06
USD	125,000	FORESTAR GROU 5.0000% 01/03/28	125,000	126,875	0.06
USD	125,000	SUNOCO LP/FIN 4.5000% 15/05/29	125,000	123,750	0.06
USD	100,000	SPRINT CAP CORP 6.875% 15/11/28	110,250	123,625	0.06
USD	172,000	K HOVNANIAN E 5.0000% 01/02/40	112,757	120,400	0.06
USD	125,000	SINCLAIR TELE 5.5000% 01/03/30	125,000	113,101	0.05
USD	105,000	ORTHO-CLINICA 7.3750% 01/06/25	105,000	110,096	0.05
USD	100,000	ACRISURE LLC 10.1250% 01/08/26	100,000	108,000	0.05
USD	100,000	VICI PROPERTI 4.6250% 01/12/29	100,000	106,226	0.05
USD	100,000	LAMAR MEDIA CORP 4.8750% 15/01/29	100,000	104,000	0.05
USD	100,000	IHEARTCOMMUNICAT 6.3750% 01/05/26	104,750	103,500	0.05
USD	100,000	NATIONSTAR MT 6.0000% 15/01/27	100,000	103,000	0.05
USD	100,000	CEDAR FAIR LP 5.2500% 15/07/29	100,000	102,750	0.05
USD	100,000	SERVICE PROP 5.5000% 15/12/27	100,000	101,385	0.05
USD	100,000	TRIUMPH GROUP 6.2500% 15/09/24	100,000	100,588	0.05
USD	100,000	SPIRIT AEROSYSY 4.6000% 15/06/28	96,500	94,701	0.04
USD	100,000	TALEN ENERGY 6.6250% 15/01/28	100,000	91,500	0.04
USD	89,257	FRONTIER COMMUN 5.8750% 01/11/29	111,340	88,007	0.04
USD	425,000	DIAMOND SPORT 6.6250% 15/08/27	426,844	86,063	0.04
USD	125,000	TALEN ENERGY 10.5000% 15/01/26	119,430	76,944	0.04
USD	75,000	CALLON PETROLEU 6.3750% 01/07/26	75,000	69,750	0.03
USD	50,000	OCCIDENTAL PETE 6.2000% 15/03/40	31,625	59,125	0.03
USD	50,000	OCCIDENTAL PETE 6.9500% 01/07/24	37,875	55,000	0.03
USD	44,000	L BRANDS INC 9.3750% 01/07/25	44,000	53,573	0.02
USD	50,000	UBER TECHNOLO 8.0000% 01/11/26	54,100	53,215	0.02
USD	50,000	NCR CORP 6.1250% 01/09/29	50,000	53,000	0.02
USD	50,000	NEXTERA ENERG 3.8750% 15/10/26	50,000	52,125	0.02
USD	50,000	ASCEND LEARNI 6.8750% 01/08/25	47,500	50,902	0.02
USD	50,000	MATCH GROUP I 4.6250% 01/06/28	50,000	50,735	0.02
USD	50,000	TALEN ENERGY 7.6250% 01/06/28	50,000	46,500	0.02
USD	75,000	NINE ENERGY S 8.7500% 01/11/23	75,000	37,125	0.02

[次へ](#)

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	25,000	VICI PROPERTI 4.1250% 15/08/30	25,000	26,125	0.01
USD	25,000	UNITED CONTINENTAL 5% 01/02/24	17,375	25,563	0.01
USD	25,000	HOSPITALITY PROP 4.9500% 15/02/27	22,250	24,000	0.01
USD	16,000	NEXTERA ENERG 4.2500% 15/09/24	16,000	16,708	0.01
USD	50,000	BASIC ENERGY 10.7500% 15/10/23 (*)	49,521	4,250	0.00
USD	508,000	QUEBECO 9.125% 15/08/19 (*)	497,451	0	0.00
			74,494,670	75,350,484	34.94
アメリカ合衆国合計			75,742,726	76,596,939	35.51
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			98,597,216	98,526,308	45.70
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
固定利付債					
USD	350,000	FMG RES AUG 2 4.3750% 01/04/31	350,000	353,031	0.16
			350,000	353,031	0.16
オーストラリア合計			350,000	353,031	0.16
バミューダ					
固定利付債					
USD	275,000	WEATHERFORD I 8.6250% 30/04/30	275,000	271,301	0.13
USD	175,000	VIK CRUISES L 7.0000% 15/02/29	174,750	171,938	0.08
USD	175,000	NCL FIN LTD 6.1250% 15/03/28	175,000	170,499	0.08
USD	100,000	VIKING OCEAN 5.6250% 15/02/29	100,000	96,250	0.04
			724,750	709,988	0.33
バミューダ合計			724,750	709,988	0.33
英領ヴァージン諸島					
固定利付債					
USD	200,000	STUDIO CITY F 5.0000% 15/01/29	201,500	181,000	0.08
			201,500	181,000	0.08
英領ヴァージン諸島合計			201,500	181,000	0.08
カナダ					
固定利付債					
USD	550,000	TEINE ENERGY 6.8750% 15/04/29	555,250	561,687	0.26
USD	475,000	PARKLAND CORP 4.5000% 01/10/29	475,000	467,874	0.22
USD	450,000	GARDA SECURIT 6.0000% 01/06/29	450,000	426,375	0.20
USD	225,000	OPEN TEXT COR 3.8750% 01/12/29	225,000	223,875	0.10
USD	225,000	OPEN TEXT HLD 4.1250% 01/12/31	225,000	222,469	0.10
USD	175,000	AIR CANADA 3.8750% 15/08/26	175,000	174,435	0.08
USD	175,000	PRECISION DRI 6.8750% 15/01/29	173,693	170,188	0.08
USD	150,000	PARKLAND CORP 4.6250% 01/05/30	150,000	147,750	0.07

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
カナダ（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	150,000	TELESAT CANAD 5.6250% 06/12/26	150,000	137,626	0.06
USD	100,000	MEG ENERGY CO 5.8750% 01/02/29	100,000	99,675	0.05
			2,678,943	2,631,954	1.22
		カナダ合計	2,678,943	2,631,954	1.22
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	800,000	CARLYLE AVIAT 7.0000% 15/10/24	640,000	783,944	0.37
USD	175,000	SHELF DRL HOL 8.8750% 15/11/24	171,644	180,250	0.08
			811,644	964,194	0.45
		ケイマン諸島合計	811,644	964,194	0.45
フランス					
固定利付債					
USD	550,000	ALTICE FRANCE 5.1250% 15/07/29	550,000	524,563	0.24
USD	400,000	SPCM SA 3.3750% 15/03/30	400,000	382,000	0.18
USD	250,000	CONSTELLIUM S 3.7500% 15/04/29	250,000	238,750	0.11
USD	200,000	ILIAD HOLDING 7.0000% 15/10/28	207,500	205,000	0.10
USD	200,000	ILIAD HOLDING 6.5000% 15/10/26	200,000	204,286	0.09
USD	200,000	SPCM SA 3.1250% 15/03/27	200,000	195,500	0.09
USD	200,000	ALTICE FRANCE 5.5000% 15/10/29	200,000	194,220	0.09
			2,007,500	1,944,319	0.90
		フランス合計	2,007,500	1,944,319	0.90
アイルランド					
固定利付債					
USD	500,000	CASTLELAKE AV 5.0000% 15/04/27	501,063	493,875	0.23
USD	275,000	JAZZ SECURITI 4.3750% 15/01/29	275,000	280,176	0.13
			776,063	774,051	0.36
		アイルランド合計	776,063	774,051	0.36
リベリア					
固定利付債					
USD	675,000	ROYAL CARIBBE 5.5000% 01/04/28	677,500	655,047	0.30
USD	125,000	ROYAL CARIBBE 5.5000% 31/08/26	125,000	123,125	0.06
			802,500	778,172	0.36
		リベリア合計	802,500	778,172	0.36
ルクセンブルグ					
固定利付債					
USD	200,000	ENDO LUX FIN 6.1250% 01/04/29	200,000	194,500	0.09
			200,000	194,500	0.09
		ルクセンブルグ合計	200,000	194,500	0.09

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
マーシャル諸島					
固定利付債					
USD	375,000	SEASpan CORP 5.5000% 01/08/29	375,000	373,834	0.17
			375,000	373,834	0.17
		マーシャル諸島合計	375,000	373,834	0.17
メキシコ					
変動利付債					
USD	200,000	CEMEX SAB FRN 08/09/69	200,000	203,127	0.09
			200,000	203,127	0.09
固定利付債					
USD	200,000	CEMEX SAB 3.8750% 11/07/31	200,000	194,662	0.09
			200,000	194,662	0.09
		メキシコ合計	400,000	397,789	0.18
オランダ					
固定利付債					
USD	600,000	UPC BROAD FIN 4.8750% 15/07/31	600,000	607,201	0.28
USD	200,000	SENSATA TECH 4.0000% 15/04/29	200,000	202,000	0.09
USD	150,000	OI EUROPEAN G 4.7500% 15/02/30	150,000	150,000	0.07
			950,000	959,201	0.44
		オランダ合計	950,000	959,201	0.44
パナマ					
固定利付債					
USD	2,250,000	CARNIVAL CORP 5.7500% 01/03/27	2,270,750	2,210,467	1.04
USD	275,000	CARNIVAL CORP 4.0000% 01/08/28	275,000	268,812	0.12
USD	200,000	CARNIVAL CORP 6.0000% 01/05/29	200,000	193,500	0.09
			2,745,750	2,672,779	1.25
		パナマ合計	2,745,750	2,672,779	1.25
イギリス					
固定利付債					
USD	600,000	ITHACA ENERGY 9.0000% 15/07/26	610,000	609,000	0.28
USD	365,000	ATLANTIC SUST 4.1250% 15/06/28	366,825	366,975	0.17
USD	200,000	JAGUAR LAND R 5.5000% 15/07/29	200,000	196,344	0.09
			1,176,825	1,172,319	0.54
		イギリス合計	1,176,825	1,172,319	0.54
アメリカ合衆国					
その他の債券					
USD	375,000	AMERICAN AIRL 5.7500% 20/04/29	385,719	391,961	0.18
USD	200,000	AMERICAN AIRL 5.5000% 20/04/26	200,000	204,500	0.09
			585,719	596,461	0.27

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
P I K証券					
USD	300,000	WHITE CAP PAR PIK 15/03/26	298,388	303,000	0.14
USD	175,000	IRIS HLDING INC PIK 15/02/26	175,000	175,875	0.08
USD	125,000	BCPE ULYSSES PIK 01/04/27	124,205	120,000	0.06
			597,593	598,875	0.28
固定利付債					
USD	750,000	CQP HOLDCO LP/BI 5.5000% 15/06/31	749,999	761,249	0.35
USD	700,000	LITHIA MOTORS 3.8750% 01/06/29	724,648	709,295	0.33
USD	700,000	LSF9 ATL/VIC 7.7500% 15/02/26	712,624	702,509	0.33
USD	675,000	REALOGY GRP / 5.7500% 15/01/29	682,874	682,593	0.32
USD	675,000	IMOLA MERGER 4.7500% 15/05/29	674,999	679,940	0.32
USD	675,000	NEWS CORP 3.8750% 15/05/29	678,749	662,262	0.31
USD	700,000	ENDURANCE ACQ 6.0000% 15/02/29	680,055	640,499	0.30
USD	600,000	LIFE TIME INC 8.0000% 15/04/26	602,058	614,999	0.29
USD	600,000	SCIL IV LLC / 5.3750% 01/11/26	605,000	607,961	0.28
USD	600,000	MOZART DEBT M 3.8750% 01/04/29	600,000	591,959	0.27
USD	600,000	BLACKSTONE MT 3.7500% 15/01/27	596,938	590,747	0.27
USD	575,000	MOHEGAN GAMIN 8.0000% 01/02/26	575,000	588,949	0.27
USD	600,000	CSC HOLDINGS 4.5000% 15/11/31	600,000	581,777	0.27
USD	600,000	UNITED WHOLES 5.5000% 15/04/29	599,031	572,183	0.27
USD	550,000	WASH MULT ACQ 5.7500% 15/04/26	560,094	565,812	0.26
USD	525,000	MACY'S RETAIL 5.8750% 01/04/29	529,469	559,969	0.26
USD	550,000	WHEEL PROS IN 6.5000% 15/05/29	553,750	535,831	0.25
USD	525,000	BUILDERS FIRS 4.2500% 01/02/32	529,236	527,289	0.24
USD	500,000	CHENIERE ENER 4.0000% 01/03/31	500,000	511,250	0.24
USD	500,000	SUNNOVA ENERG 5.8750% 01/09/26	502,830	506,250	0.23
USD	525,000	COEUR MINING 5.1250% 15/02/29	509,063	501,480	0.23
USD	500,000	COMSTOCK RE I 5.8750% 15/01/30	511,563	500,785	0.23
USD	475,000	NCR CORP 5.1250% 15/04/29	475,125	482,125	0.22
USD	500,000	CINEMARK USA 5.2500% 15/07/28	501,094	474,375	0.22
USD	450,000	NORTHERN OIL 8.1250% 01/03/28	458,438	466,272	0.22
USD	500,000	ACRISURE LLC 4.2500% 15/02/29	496,250	466,250	0.22
USD	475,000	DORNOCH DEBT 6.6250% 15/10/29	475,000	465,500	0.22
USD	500,000	COINBASE GLOB 3.6250% 01/10/31	487,438	464,168	0.22
USD	500,000	PENNYMAC FIN 4.2500% 15/02/29	497,469	460,000	0.21
USD	475,000	PARK RIVER HO 5.6250% 01/02/29	469,375	457,188	0.21
USD	450,000	WR GRACE HOLD 5.6250% 15/08/29	453,558	452,489	0.21
USD	450,000	BRISTOW GROUP 6.8750% 01/03/28	453,500	450,000	0.21
USD	450,000	NGL EN OP/FIN 7.5000% 01/02/26	450,000	449,685	0.21
USD	450,000	HILTON GRAND 5.0000% 01/06/29	450,000	447,195	0.21
USD	450,000	ADTALEM GLOBA 5.5000% 01/03/28	450,000	435,573	0.20
USD	400,000	HAWAIIAN BRAN 5.7500% 20/01/26	407,148	410,000	0.19
USD	425,000	SWF ESCROW IS 6.5000% 01/10/29	425,000	406,406	0.19
USD	400,000	LEEWARD RENEW 4.2500% 01/07/29	405,250	396,000	0.18
USD	400,000	CHS/COMMUNITY 6.8750% 15/04/29	406,750	393,000	0.18

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	375,000	CLEAR CHANNEL 7.7500% 15/04/28	375,000	390,000	0.18
USD	400,000	CHENIERE ENER 3.2500% 31/01/32	400,000	387,632	0.18
USD	400,000	OLYMPUS WTR H 6.2500% 01/10/29	399,000	384,902	0.18
USD	375,000	LIFE TIME INC 5.7500% 15/01/26	375,000	379,688	0.18
USD	375,000	AVANTOR FUNDI 3.8750% 01/11/29	375,000	372,188	0.17
USD	375,000	TENET HEALTHC 4.2500% 01/06/29	375,000	371,974	0.17
USD	375,000	DISH DBS CORP 5.2500% 01/12/26	375,000	371,250	0.17
USD	375,000	VISTRA OPERAT 4.3750% 01/05/29	375,000	367,931	0.17
USD	350,000	SRS DISTRIBUT 6.0000% 01/12/29	350,000	346,063	0.16
USD	350,000	CALLON PETROL 8.0000% 01/08/28	350,000	343,567	0.16
USD	350,000	TRONOX INC 4.6250% 15/03/29	350,000	341,250	0.16
USD	325,000	CRESTWOOD MID 6.0000% 01/02/29	325,000	329,063	0.15
USD	325,000	CLEVELAND-CLI 4.6250% 01/03/29	325,000	327,641	0.15
USD	325,000	TMS INTERNATI 6.2500% 15/04/29	330,250	326,625	0.15
USD	325,000	BCPE EMPIRE 7.6250% 01/05/27	323,073	324,743	0.15
USD	325,000	HILTON GRAND 4.8750% 01/07/31	325,000	321,750	0.15
USD	325,000	FERRELLGAS LP 5.3750% 01/04/26	325,000	307,531	0.14
USD	300,000	TARGA RES PRT 4.0000% 15/01/32	300,000	306,750	0.14
USD	300,000	TEREX CORP 5.0000% 15/05/29	300,000	306,054	0.14
USD	325,000	FERRELLGAS LP 5.8750% 01/04/29	325,000	301,080	0.14
USD	300,000	CITGO PETROLE 6.3750% 15/06/26	300,000	300,000	0.14
USD	300,000	MICHAELS COS 7.8750% 01/05/29	300,000	297,000	0.14
USD	300,000	DISH DBS CORP 5.7500% 01/12/28	300,000	295,500	0.14
USD	275,000	AET UNI/AET F 8.2500% 15/02/26	275,000	291,770	0.14
USD	300,000	CANO HEALTH L 6.2500% 01/10/28	305,063	291,111	0.14
USD	275,000	DIRECTV HLDGS 5.8750% 15/08/27	275,000	279,813	0.13
USD	275,000	AVIS BUDGET C 4.7500% 01/04/28	275,000	279,469	0.13
USD	275,000	TAP ROCK RESO 7.0000% 01/10/26	275,000	276,375	0.13
USD	275,000	CLEVELAND-CLI 4.8750% 01/03/31	275,000	275,688	0.13
USD	275,000	HILCORP ENERG 6.0000% 01/02/31	277,625	275,688	0.13
USD	275,000	MOZART DEBT M 5.2500% 01/10/29	275,000	274,065	0.13
USD	275,000	METIS MERGER 6.5000% 15/05/29	275,000	268,813	0.12
USD	275,000	MAV ACQUISITI 8.0000% 01/08/29	275,000	268,125	0.12
USD	300,000	GPS HOSPITALI 7.0000% 15/08/28	300,000	266,250	0.12
USD	250,000	GOODYEAR TIRE 5.2500% 15/07/31	255,783	260,453	0.12
USD	275,000	FREEDOM MORTG 6.6250% 15/01/27	275,000	258,500	0.12
USD	275,000	SCIH SALT HOL 6.6250% 01/05/29	275,000	256,230	0.12
USD	250,000	PREMIER ENTER 5.8750% 01/09/31	247,663	250,938	0.12
USD	250,000	PREMIER ENTER 5.6250% 01/09/29	248,005	250,000	0.12
USD	250,000	VENTURE GLOBA 3.8750% 15/08/29	250,000	250,000	0.12
USD	250,000	UBER TECHNOLO 4.5000% 15/08/29	250,000	248,429	0.12
USD	250,000	SUNOCO LP/FIN 4.5000% 30/04/30	250,000	246,563	0.11
USD	250,000	EDGEWELL PERS 4.1250% 01/04/29	250,000	245,625	0.11
USD	250,000	CHS/COMMUNITY 4.7500% 15/02/31	250,000	245,000	0.11

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	225,000	CLEAR CHANNEL 7.5000% 01/06/29	225,000	232,073	0.11
USD	225,000	VENTURE GLOBA 3.8750% 01/11/33	225,000	225,563	0.10
USD	225,000	CINEMARK USA 5.8750% 15/03/26	225,000	223,313	0.10
USD	225,000	COLGATE ENERG 5.8750% 01/07/29	226,313	223,182	0.10
USD	225,000	ASCENT RESOUR 5.8750% 30/06/29	225,000	221,625	0.10
USD	225,000	FRONTIER COMM 6.0000% 15/01/30	225,000	221,063	0.10
USD	225,000	OUTFRONT MEDI 4.2500% 15/01/29	224,688	218,651	0.10
USD	225,000	ADT SEC CORP 4.1250% 01/08/29	225,000	217,125	0.10
USD	225,000	MAJORDRIVE HO 6.3750% 01/06/29	225,000	215,312	0.10
USD	225,000	CHS/COMMUNITY 6.1250% 01/04/30	225,000	214,875	0.10
USD	225,000	SCIH SALT HOL 4.8750% 01/05/28	225,000	214,313	0.10
USD	225,000	GO DADDY OP/F 3.5000% 01/03/29	225,000	213,993	0.10
USD	200,000	PENN VIR ESC 9.2500% 15/08/26	198,036	208,000	0.10
USD	200,000	ORGANON & CO/ 5.1250% 30/04/31	200,000	205,377	0.10
USD	200,000	VENTURE GLOBA 4.1250% 15/08/31	200,000	204,804	0.09
USD	200,000	T-MOBILE USA 3.5000% 15/04/31	202,000	203,440	0.09
USD	200,000	T-MOBILE USA 3.3750% 15/04/29	202,000	201,156	0.09
USD	200,000	ORGANON & CO/ 4.1250% 30/04/28	200,000	199,834	0.09
USD	200,000	HILCORP ENERG 5.7500% 01/02/29	200,000	198,658	0.09
USD	200,000	MOLINA HEALTH 3.8750% 15/05/32	200,000	195,874	0.09
USD	200,000	ATLAS LUXCO 4 4.6250% 01/06/28	200,000	193,500	0.09
USD	200,000	TENNECO INC 5.1250% 15/04/29	200,000	193,182	0.09
USD	200,000	OLYMPUS WTR H 4.2500% 01/10/28	200,000	192,500	0.09
USD	200,000	ALLIED UNIVER 6.0000% 01/06/29	200,000	190,250	0.09
USD	200,000	CSC HOLDINGS 5.0000% 15/11/31	200,000	187,000	0.09
USD	175,000	TKC HOLDINGS 10.5000% 15/05/29	175,000	183,195	0.08
USD	175,000	GOODYEAR TIRE 5.0000% 15/07/29	175,000	182,875	0.08
USD	175,000	AVIS BUDGET C 5.3750% 01/03/29	175,000	178,500	0.08
USD	175,000	CONSENSUS CLO 6.5000% 15/10/28	175,000	177,827	0.08
USD	175,000	ROCKCLIFF ENE 5.5000% 15/10/29	175,000	176,197	0.08
USD	175,000	CONSENSUS CLO 6.0000% 15/10/26	175,000	176,094	0.08
USD	175,000	UNITED AIRLIN 4.3750% 15/04/26	175,000	175,875	0.08
USD	175,000	NEW ENTERPRIS 5.2500% 15/07/28	175,000	174,781	0.08
USD	175,000	UNIVISION COM 4.5000% 01/05/29	175,000	174,674	0.08
USD	175,000	UNITED AIRLIN 4.6250% 15/04/29	175,000	174,580	0.08
USD	175,000	HUB INTL LTD 5.6250% 01/12/29	175,000	174,158	0.08
USD	175,000	FORESTAR GROU 3.8500% 15/05/26	175,000	172,737	0.08
USD	175,000	HAT HOLDINGS 3.3750% 15/06/26	175,000	172,594	0.08
USD	175,000	FORTRESS TRAN 5.5000% 01/05/28	175,375	171,747	0.08
USD	175,000	CAESARS ENT 4.6250% 15/10/29	175,000	171,444	0.08
USD	175,000	PATRICK INDS 4.7500% 01/05/29	175,000	171,010	0.08
USD	175,000	TRAVEL + LEIS 4.5000% 01/12/29	175,000	170,625	0.08
USD	175,000	LUMEN TECH IN 5.3750% 15/06/29	175,000	169,969	0.08
USD	175,000	POLAR US BORR 6.7500% 15/05/26	175,000	169,922	0.08

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	175,000	BROOKFIELD PP 4.5000% 01/04/27	175,000	166,250	0.08
USD	175,000	LAREDO PETROL 7.7500% 31/07/29	170,290	165,594	0.08
USD	175,000	VICTORS MERGE 6.3750% 15/05/29	175,000	164,078	0.08
USD	150,000	MERITAGE HOME 3.8750% 15/04/29	150,000	153,563	0.07
USD	150,000	CROWNROCK LP/ 5.0000% 01/05/29	150,000	150,888	0.07
USD	150,000	BONANZA CREEK 5.0000% 15/10/26	150,000	148,875	0.07
USD	150,000	MICHAELS COS 5.2500% 01/05/28	150,000	148,500	0.07
USD	150,000	HERTZ CORP/TH 5.0000% 01/12/29 ^(*)	150,000	147,750	0.07
USD	150,000	FOUNDATION BL 6.0000% 01/03/29	150,813	143,625	0.07
USD	150,000	LABL INC 8.2500% 01/11/29	150,000	143,250	0.07
USD	125,000	MATTEL INC 3.7500% 01/04/29	125,000	128,125	0.06
USD	125,000	MATTEL INC 3.3750% 01/04/26	125,000	127,188	0.06
USD	125,000	JBS USA/FOOD/ 3.7500% 01/12/31	125,000	125,938	0.06
USD	125,000	PGT INNOVATIO 4.3750% 01/10/29	125,000	123,891	0.06
USD	125,000	ASHTON WOODS 4.6250% 01/08/29	125,000	123,750	0.06
USD	125,000	CCO HOLDINGS 4.5000% 01/06/33	124,348	122,656	0.06
USD	125,000	SONIC AUTOMOT 4.6250% 15/11/29	125,000	122,500	0.06
USD	125,000	THOR INDUSTRI 4.0000% 15/10/29	125,000	122,438	0.06
USD	125,000	ROCKET MTGE L 2.8750% 15/10/26	125,000	122,189	0.06
USD	125,000	SONIC AUTOMOT 4.8750% 15/11/31	125,000	122,158	0.06
USD	125,000	ROCKET MTGE L 4.0000% 15/10/33	125,000	121,875	0.06
USD	125,000	LEVEL 3 FIN I 3.7500% 15/07/29	125,000	116,094	0.05
USD	125,000	PAYSAFE FIN P 4.0000% 15/06/29	125,000	113,750	0.05
USD	102,833	GULFPORT ENER 8.0000% 17/05/26	108,940	111,702	0.05
USD	100,000	PECF USS INTE 8.0000% 15/11/29	100,000	102,250	0.05
USD	100,000	LFS TOPCO LLC 5.8750% 15/10/26	100,000	102,250	0.05
USD	100,000	ASCEND LEARNI 6.8750% 01/08/25	100,000	101,803	0.05
USD	100,000	SWITCH LTD 4.1250% 15/06/29	100,000	100,453	0.05
USD	100,000	EVERI HOLDING 5.0000% 15/07/29	100,000	99,856	0.05
USD	100,000	LADDER CAP FI 4.7500% 15/06/29	100,000	99,500	0.05
USD	100,000	KONTOOR BRAND 4.1250% 15/11/29	100,000	99,446	0.05
USD	100,000	HERTZ CORP/TH 4.6250% 01/12/26 ^(*)	100,000	99,436	0.05
USD	100,000	STATION CAS 4.6250% 01/12/31	100,000	99,097	0.05
USD	100,000	CLEARWAY ENER 3.7500% 15/02/31	100,000	98,842	0.05
USD	100,000	CENTURY COMMU 3.8750% 15/08/29	100,000	98,350	0.05
USD	100,000	AHP HEALTH 5.7500% 15/07/29	100,000	98,000	0.05
USD	100,000	ASHTON WOODS 4.6250% 01/04/30	100,000	97,900	0.05
USD	100,000	OT MERGER COR 7.8750% 15/10/29	100,000	97,500	0.05
USD	100,000	MADISON IAQ L 4.1250% 30/06/28	100,000	97,205	0.05
USD	100,000	PENNYMAC FIN 5.7500% 15/09/31	100,000	97,080	0.05
USD	100,000	BROADSTREET P 5.8750% 15/04/29	98,250	97,000	0.04
USD	100,000	MADISON IAQ L 5.8750% 30/06/29	100,000	96,205	0.04
USD	100,000	CARROLS RESTA 5.8750% 01/07/29	100,000	86,375	0.04
USD	75,000	ASBURY AUTO G 5.0000% 15/02/32	75,000	75,563	0.04

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	75,000	ASBURY AUTO G 4.6250% 15/11/29	75,000	75,469	0.03
USD	75,000	NATIONSTAR MT 5.7500% 15/11/31	75,000	74,184	0.03
USD	75,000	NFP CORP 4.8750% 15/08/28	75,375	73,875	0.03
USD	75,000	NABORS INDS I 7.3750% 15/05/27	75,000	73,875	0.03
USD	75,000	UNITED WHOLE 5.7500% 15/06/27	75,000	73,875	0.03
USD	75,000	LSF11 A5 HOLD 6.6250% 15/10/29	75,000	73,761	0.03
USD	75,000	CLEARWAY ENER 3.7500% 15/01/32	75,000	73,688	0.03
USD	75,000	COMMScope INC 4.7500% 01/09/29	75,000	72,875	0.03
USD	75,000	NORTHWEST FIB 4.7500% 30/04/27	75,000	72,836	0.03
USD	75,000	UNIFRAX ESC I 7.5000% 30/09/29	75,000	72,750	0.03
USD	75,000	ARKO CORP 5.1250% 15/11/29	75,000	72,000	0.03
USD	75,000	COINBASE GLOB 3.3750% 01/10/28	75,000	70,304	0.03
USD	50,000	LABL INC 5.8750% 01/11/28	49,647	49,750	0.02
USD	50,000	UNIFRAX ESC I 5.2500% 30/09/28	50,000	49,125	0.02
USD	50,000	MPH ACQUISITI 5.5000% 01/09/28	50,000	48,656	0.02
USD	39,000	WORLD ACCEPTA 7.0000% 01/11/26	39,000	38,805	0.02
			49,545,912	48,910,934	22.70
アメリカ合衆国合計			50,729,224	50,106,270	23.25
最近発行された譲渡性のある証券合計			64,929,699	64,213,401	29.78
その他の譲渡性のある証券					
オーストラリア					
その他の債券					
USD	200,000	MIDWEST VANADIUM 11.5% 15/02/18 (*)	186,458	186	0.00
			186,458	186	0.00
オーストラリア合計			186,458	186	0.00
バミューダ					
その他の債券					
USD	22,097	DIGICEL 0.5 PIK 01/04/25	179,147	20,826	0.01
			179,147	20,826	0.01
P I K証券					
USD	33,438	DIGICEL GROUP CV PIK 01/10/69	21,428	29,091	0.01
			21,428	29,091	0.01
固定利付債					
USD	130,000	NCL CORP 10.2500% 01/02/26	130,000	149,013	0.07
			130,000	149,013	0.07
バミューダ合計			330,575	198,930	0.09

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
その他の譲渡性のある証券（続き）					
カナダ					
P I K証券					
USD	100,000	INTEL PKG HOLDCO PIK 15/01/26	99,000	100,500	0.05
			99,000	100,500	0.05
固定利付債					
USD	275,000	IAMGOLD CORP 5.7500% 15/10/28	274,999	266,656	0.12
USD	175,000	EMPIRE COMMUN 7.0000% 15/12/25	176,313	178,500	0.08
USD	150,000	NORTHWEST/DOM 7.1250% 01/11/22 (*)	149,204	2	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0.0000% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0.0000% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0% 31/12/49 (*)	0	0	0.00
USD	200,000	SANJEL CORP 0% 31/12/49 (*)	200,000	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0.0000% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0.0000% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
USD	7,500	SANJEL CORP 0.0000% 29/12/69 (*)	0	0	0.00
			800,516	445,158	0.20
カナダ合計			899,516	545,658	0.25
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	285,000	SPIRIT LOYALT 8.0000% 20/09/25	290,225	311,679	0.14
USD	295,000	TRANSOCEAN I 11.5000% 30/01/27	434,319	277,300	0.13
USD	200,000	TRANSOCEAN IN 8.0000% 01/02/27	168,500	136,000	0.06
			893,044	724,979	0.33
ケイマン諸島合計			893,044	724,979	0.33
フランス					
固定利付債					
USD	275,000	CONSTELLIUM S 5.6250% 15/06/28	275,000	287,375	0.13
			275,000	287,375	0.13
フランス合計			275,000	287,375	0.13
ルクセンブルグ					
変動利付債					
USD	9,025,000	HELLAS II 6.0540% 15/01/15 (*)	9,025,000	1,805	0.00
			9,025,000	1,805	0.00
ルクセンブルグ合計			9,025,000	1,805	0.00
メキシコ					
固定利付債					
USD	200,000	CEMEX SAB 5.2000% 17/09/30	200,000	210,996	0.10
			200,000	210,996	0.10
メキシコ合計			200,000	210,996	0.10

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
その他の譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
固定利付債					
USD	200,000	CLEAR CHANNEL 6.6250% 01/08/25	200,000	206,250	0.10
			200,000	206,250	0.10
		オランダ合計	200,000	206,250	0.10
パナマ					
固定利付債					
USD	300,000	CARNIVAL COR 10.5000% 01/02/26	300,000	342,000	0.16
USD	175,000	CARNIVAL CORP 7.6250% 01/03/26	175,000	179,547	0.08
			475,000	521,547	0.24
		パナマ合計	475,000	521,547	0.24
アメリカ合衆国					
バンク・ローン					
USD	24,230	GLOBAL AVIATION FRN 13/01/18 (*)	124,312	0	0.00
			124,312	0	0.00
普通株式					
--	7,489	WARREN RESOURCES INC (**)	964,715	75	0.00
--	410	CLOUD PEAK ENERG (**)	0	0	0.00
--	4,873	NINE POINT ENERGY HDG (**)	225,000	0	0.00
			1,189,715	75	0.00
その他の債券					
USD	318,000	AMC ENTMTNT H 10.0000% 15/06/26	262,875	323,168	0.15
USD	200,000	DELTA/SKYMILE 4.7500% 20/10/28	200,000	219,491	0.10
			462,875	542,659	0.25
P I K証券					
USD	524,000	TOPS HLDNG II ESC PIK 15/06/18 (*)	518,760	0	0.00
			518,760	0	0.00
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	2,050,000	MERISANT WORLDWIDE STUP 15/5/14 (*)	1,197,625	0	0.00
			1,197,625	0	0.00
固定利付債					
USD	650,000	NEW ENTERPRIS 9.7500% 15/07/28	693,564	693,874	0.32
USD	650,000	STL HOLDING C 7.5000% 15/02/26	664,250	680,874	0.32
USD	500,000	KEN GARFF AUT 4.8750% 15/09/28	500,500	496,164	0.23
USD	475,000	HARVEST MIDST 7.5000% 01/09/28	480,250	492,209	0.23
USD	450,000	WEEKLEY HM LL 4.8750% 15/09/28	452,500	463,500	0.21
USD	380,000	BIG RVR STL/F 6.6250% 31/01/29	389,175	408,500	0.19
USD	400,000	GROUP 1 AUTO 4.0000% 15/08/28	404,125	395,704	0.18
USD	348,000	ZIFF DAVIS IN 4.6250% 15/10/30	348,000	350,610	0.16
USD	325,000	CAESARS ENT 6.2500% 01/07/25	325,000	338,904	0.16
USD	325,000	WHITE CAP BUY 6.8750% 15/10/28	325,000	331,500	0.15
USD	325,000	STANDARD INDS 4.3750% 15/07/30	325,119	319,777	0.15
USD	325,000	PRIME SEC/FIN 3.3750% 31/08/27	325,000	306,998	0.14
USD	300,000	TENET HEALTHC 6.1250% 01/10/28	300,000	306,972	0.14

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
その他の譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	275,000	WYNDHAM INC 6.6250% 31/07/26	275,000	299,177	0.14
USD	275,000	TARGA RES PRTRNS 4.8750% 01/02/31	275,000	293,563	0.14
USD	250,000	CONTINENTAL R 5.7500% 15/01/31	250,000	291,000	0.13
USD	275,000	AFFINITY GAMI 6.8750% 15/12/27	286,000	281,875	0.13
USD	275,000	NEXSTAR BROAD 4.7500% 01/11/28	275,000	275,987	0.13
USD	250,000	RANGE RESOURC 8.2500% 15/01/29	252,250	275,938	0.13
USD	275,000	GRAY TELE INC 4.7500% 15/10/30	277,750	265,375	0.12
USD	524,846	BUFFALO THUND. 11% 12/09/22 (*)	1,121,883	262,423	0.12
USD	250,000	SPECIALTY BUI 6.3750% 30/09/26	250,000	260,000	0.12
USD	250,000	PM GENERAL PU 9.5000% 01/10/28	250,000	257,948	0.12
USD	275,000	STANDARD INDS 3.3750% 15/01/31	275,000	254,375	0.12
USD	275,000	SINCLAIR TELE 4.1250% 01/12/30	275,000	248,875	0.12
USD	225,000	TENNECO INC 7.8750% 15/01/29	225,000	240,469	0.11
USD	176,000	ASCENT RESOUR 9.0000% 01/11/27	147,988	238,040	0.11
USD	225,000	FRONTIER COMM 6.7500% 01/05/29	225,000	231,591	0.11
USD	225,000	CHS/COMMUNITY 5.6250% 15/03/27	225,000	230,625	0.11
USD	225,000	NCR CORP 5.2500% 01/10/30	227,250	228,416	0.11
USD	200,000	WESTERN GLBL 10.3750% 15/08/25	197,250	222,000	0.10
USD	200,000	CNX RESOURCES 6.0000% 15/01/29	200,000	204,756	0.09
USD	200,000	NATIONSTAR MT 5.5000% 15/08/28	200,000	200,000	0.09
USD	175,000	L BRANDS INC 6.6250% 01/10/30	175,000	193,813	0.09
USD	200,000	LBM ACQUISITI 6.2500% 15/01/29	200,000	191,440	0.09
USD	175,000	GENWORTH MTGE 6.5000% 15/08/25	175,000	190,277	0.09
USD	175,000	UBER TECHNOLO 6.2500% 15/01/28	175,000	187,654	0.09
USD	175,000	ASCENT RESOUR 8.2500% 31/12/28	175,000	185,500	0.09
USD	175,000	CHS/COMMUNITY 6.0000% 15/01/29	175,000	182,000	0.08
USD	175,000	NCR CORP 5.0000% 01/10/28	175,000	176,750	0.08
USD	175,000	EQM MIDSTREAM 4.5000% 15/01/29	175,000	173,688	0.08
USD	150,000	TAYLOR MORRIS 5.1250% 01/08/30	150,000	160,125	0.07
USD	150,000	FRONTIER COMM 5.0000% 01/05/28	150,000	150,422	0.07
USD	150,000	SHEA HOMES 4.7500% 01/04/29	150,000	148,500	0.07
USD	150,000	NRG ENERGY IN 3.3750% 15/02/29	150,000	144,375	0.07
USD	150,000	CALPINE CORP 4.6250% 01/02/29	150,000	143,625	0.07
USD	125,000	NATIONSTAR MT 5.1250% 15/12/30	124,866	120,625	0.06
USD	100,000	FRONTIER COMM 5.8750% 15/10/27	100,000	103,629	0.05
USD	100,000	SPIRIT AEROSY 5.5000% 15/01/25	100,000	103,500	0.05
USD	100,000	HILTON DOMEST 3.7500% 01/05/29	100,000	99,073	0.05
USD	100,000	ARCHES BUYER 4.2500% 01/06/28	100,000	99,000	0.05
USD	100,000	ASSURED PARTNE 5.6250% 15/01/29	100,000	96,000	0.04
USD	75,000	DIEBOLD NIXDO 9.3750% 15/07/25	74,273	79,604	0.04
USD	700,000	SANCHEZ ENERGY ESC 7.7500% 15/06/21 (*)	640,332	26,250	0.01
USD	550,000	SANCHEZ ENERGY ESC 0.0000% 15/01/23 (*)	470,872	20,625	0.01
USD	11,000	TRIUMPH GROUP 8.8750% 01/06/24	11,000	12,045	0.01
USD	200,000	GULFPORT NRG ESC 0.0000% 15/10/24	5,863	9,500	0.00

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
その他の譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	100,000	GULFPORT NRG ESC 6.3750% 15/01/26	2,973	4,750	0.00
USD	450,000	CLOUD PEAK NRJ ESC 0.0000% 15/03/24 ^(*)	326,250	4,500	0.00
USD	50,000	GULFPORT NRG ESC 0.0000% 15/10/24	1,480	2,375	0.00
USD	50,000	GENON ENERGY INC E 0.0000% 15/10/18 ^(*)	0	0	0.00
USD	50,000	RRI ENERGY ESCROW 0.0000% 15/06/28 ^(*)	0	0	0.00
USD	760,102	DENVER CORP ESCROW 0% 15/08/18 ^(*)	583,824	0	0.00
			16,159,587	13,657,664	6.34
受益証券／優先株					
--	84	NINE POINT ENERGY HOLDINGS PFD ^(*) ^(**)	84,000	0	0.00
			84,000	0	0.00
アメリカ合衆国合計			19,736,874	14,200,398	6.59
その他の譲渡性のある証券合計			32,221,467	16,898,124	7.83
投資有価証券合計			223,950,450	209,982,172	97.38

^(*) 債務不履行債券（注11）

^(**) 任意ではないコーポレートアクションおよび資本再編成により固定利付債と交換された証券

(1) 数量は受益証券の口数／株式数を表す。額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2021年11月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	0.16
資本財・サービス	0.00
エネルギー	0.00
	0.16
オーストリア	
情報技術	0.20
	0.20
バミューダ	
金融	0.48
一般消費財・サービス	0.36
エネルギー	0.35
電気通信サービス	0.16
	1.35
英領ヴァージン諸島	
一般消費財・サービス	0.08
	0.08
カナダ	
ヘルスケア	1.10
エネルギー	1.05
金融	1.04
資本財・サービス	0.86
電気通信サービス	0.29
情報技術	0.22
生活必需品	0.12
素材	0.11
	4.79
ケイマン諸島	
資本財・サービス	1.01
金融	0.43
エネルギー	0.33
	1.77
フランス	
金融	0.43
電気通信サービス	0.33
素材	0.27
	1.03
アイルランド	
金融	0.77
資本財・サービス	0.37
	1.14
イスラエル	
エネルギー	0.09
	0.09

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
イタリア	
金融	0.09
	0.09
リベリア	
一般消費財・サービス	0.75
	0.75
ルクセンブルグ	
金融	1.07
電気通信サービス	0.51
資本財・サービス	0.14
ヘルスケア	0.05
	1.77
マーシャル諸島	
資本財・サービス	0.17
	0.17
メキシコ	
素材	0.58
	0.58
オランダ	
金融	0.63
一般消費財・サービス	0.10
情報技術	0.09
資本財・サービス	0.07
	0.89
パナマ	
一般消費財・サービス	1.66
	1.66
イギリス	
金融	0.68
資本財・サービス	0.35
一般消費財・サービス	0.29
エネルギー	0.28
電気通信サービス	0.27
公益事業	0.17
	2.04
アメリカ合衆国	
金融	32.09
エネルギー	9.62
一般消費財・サービス	9.46
資本財・サービス	6.56
情報技術	5.06
素材	4.83
電気通信サービス	3.99
公益事業	3.52
ヘルスケア	3.40
生活必需品	0.29
	78.82
投資合計	97.38

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,894万円）で、2021年12月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約326万円）の記名株式15株を発行済です。（ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.51円）によります。）

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にルクセンブルグの官報である「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登記所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、(i) 2010年法第15章に定義される管理会社および(ii) 2013年法第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資顧問・運用業務の提供を投資顧問会社であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2021年12月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,329,560,800.71米ドル
		1	2,327,763,292.88豪ドル
		1	81,552,123.87カナダドル
		1	483,016,472.83ニュージーランド・ドル
		1	44,648,272.38英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	1,058,814,928.27米ドル
		6	143,823,056.97ユーロ
		19	137,421,761,099日本円
		8	354,566,310.35豪ドル
		3	4,271,295.57カナダドル
		4	120,858,327.80ニュージーランド・ドル
		2	1,733,921.48英ポンド
		1	35,477,706.56メキシコ・ペソ
		1	214,322,070.90トルコ・リラ
ケイマン諸島	その他	7	400,031,246.66米ドル
		2	128,742,304.95ユーロ
		3	318,325,541.44豪ドル
		3	96,230,561.32ニュージーランド・ドル

（３）その他

本書提出日前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.51円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2021年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2021年 9月30日		2020年 9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来	3	619,870	80,899	339,239	44,274
銀行預金および手許現金	10	10,057,005	1,312,540	9,924,925	1,295,302
		10,676,875	1,393,439	10,264,164	1,339,576
前払金		29,034	3,789	24,640	3,216
資産合計		10,705,909	1,397,228	10,288,804	1,342,792
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	48,941	375,000	48,941
準備金		1,607,500	209,795	1,372,500	179,125
1. 法定準備金	5	37,500	4,894	37,500	4,894
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	5				
b) その他の配当不能準備金		1,570,000	204,901	1,335,000	174,231
繰越（損）益	5	7,639,968	997,092	7,632,773	996,153
当期（損）益		207,024	27,019	97,148	12,679
		9,829,492	1,282,847	9,477,421	1,236,898
引当金					
納税引当金	6	585,451	76,407	559,960	73,080
		585,451	76,407	559,960	73,080
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	7	230,392	30,068	214,868	28,042
その他の債務					
a) 税務当局		51,913	6,775	28,700	3,746
b) 社会保障当局		8,661	1,130	7,855	1,025
		290,966	37,974	251,423	32,813
資本金、準備金および負債合計		10,705,909	1,397,228	10,288,804	1,342,792

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2021年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益（損失）	8、10	862,949	112,623	666,173	86,942
6. 人件費		(552,195)	(72,067)	(502,655)	(65,602)
a) 賃金および給与	9	(482,057)	(62,913)	(450,774)	(58,831)
b) 社会保障費	9	(70,138)	(9,154)	(51,881)	(6,771)
i) 年金に関するもの		(50,389)	(6,576)	(35,222)	(4,597)
ii) その他の社会保障費		(19,749)	(2,577)	(16,659)	(2,174)
8. その他の営業費用		(17,500)	(2,284)	(17,500)	(2,284)
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(12,785)	(1,669)	(12,622)	(1,647)
b) その他の利息および類似の費用		(430)	(56)	(1,421)	(185)
15. 損益に係る税金	6	(73,015)	(9,529)	(34,827)	(4,545)
16. 税引後利益（損失）		207,024	27,019	97,148	12,679
18. 当期利益		207,024	27,019	97,148	12,679

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2021年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（A I F M）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でC S S Fから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のA I F Mライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスE C 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業期間に関連するが、翌事業期間に支払われる費用が含まれている。

総利益（損失）

総利益（損失）には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

比較数値

2020年9月30日に終了した期間の損益計算書の項目の一部は、適切な比較を行うために再分類された。

注3－売掛金

2021年9月30日現在、売掛金は、管理報酬239,734ユーロ（2020年9月30日：182,449ユーロ）、リスク管理サービス報酬90,000ユーロ（2020年9月30日：42,500ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料33,894ユーロ（2020年9月30日：33,525ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務報酬216,222ユーロ（2020年9月30日：80,765ユーロ）で構成されている。

2021年9月30日現在、売掛金には、その他の未収金40,020ユーロも含まれていた。

注4－払込済資本金

2021年9月30日および2020年9月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注5－準備金および繰越利益または損失

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越（損）益 (ユーロ)
2021年3月31日現在残高	37,500	1,335,000	7,632,773
前期の（損）益*	—	—	242,195
富裕税準備金の取毀し純額	—	(15,000)	15,000
富裕税準備金	—	250,000	(250,000)
2021年9月30日現在残高	37,500	1,570,000	7,639,968

* 2021年6月8日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2021年3月31日現在、制限的準備金は1,335,000ユーロであり、これは2015年から2021年までの年度の富裕税の5倍に相当する。（2020年3月31日：1,230,000ユーロ）

2021年6月8日に開催された年次総会により、2015年の富裕税準備金（15,000ユーロ）が全額取り毀され、2022年の富裕税準備金として250,000ユーロが設定された。

注6－税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

注7－買掛金

2021年9月30日および2020年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されている。

注8－総利益（損失）

2021年9月30日および2020年9月30日現在、以下のとおり分析される。

	2021年9月30日 (ユーロ)	2020年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	723,818	617,935
リスク管理報酬	15,000	14,375
その他の報酬	243,113	158,178
その他の外部費用	(118,982)	(124,315)
	<u>862,949</u>	<u>666,173</u>

2021年9月30日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2020年9月30日：48,588ユーロ）、海外規制費用6,337ユーロ（2020年9月30日：9,000ユーロ）、監査報酬22,111ユーロ（2020年9月30日：18,418ユーロ）およびその他の費用41,946ユーロ（2020年9月30日：48,309ユーロ）で構成されている。

注9－スタッフ

2021年9月30日現在、当社は8名（2020年9月30日現在：8名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2021年9月30日および2020年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。銀行により比例按分で請求された半期分の48,588ユーロ（付加価値税込み）（2020年9月30日に終了した期間：48,588ユーロ）は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

同じ勘定科目のもとおよびG F T Cと合意した2015年1月12日付のリスク管理サービス契約（改正済）に基づいて、当社はファンド業務を258,113ユーロ（2020年9月30日：172,553ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2021年9月30日現在、約10,143百万ユーロ（2020年9月30日現在：9,552百万ユーロ）である。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載が無い限り、訂正箇所を傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

参考情報

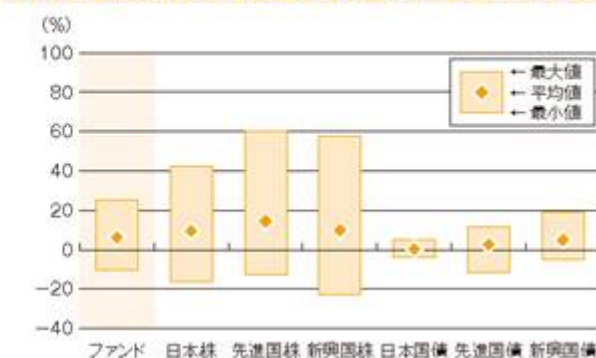
<訂正前>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2016年10月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2016年10月～2021年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	25.2	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-10.6	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-11.4	-5.1
平均値(%)	6.4	9.5	14.5	9.9	0.3	2.7	4.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年10月～2021年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

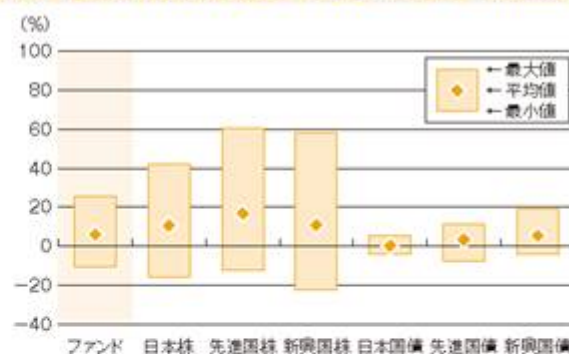
<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2017年1月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2017年1月～2021年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	25.2	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-10.6	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.2
平均値(%)	6.1	10.6	16.7	10.8	0.1	3.3	5.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2017年1月～2021年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

「第3 投信制度の概要」は、以下の通り更新します。

(2021年12月付)

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/E Cおよび指令2009/65/E Cならびに規則（E C）No.1060/2009および規則（E U）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/E U
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/E Uを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No.231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/E Cおよび指令2014/17/E Uならびに規則（E U）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016/1011
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（E S M A）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/E C第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド

MMF規則	随時改正および補足されるマナー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド （特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286/2014 RAIF 登録AIFM	2010年法パートIIに基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済） 2016年法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF SICAV SICAR SFT規則	固定資本を有する投資法人 変動資本を有する投資法人 2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人 規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF UCI UCITS UCITS IV指令または 指令2009/65/EC	2007年法に基づく専門投資信託 投資信託 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS V指令または 指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	ルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438（改正済）
UCITS所在加盟国 UCITS受入加盟国 UCITS管理会社または 第15章管理会社	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国 UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement)（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. U C I T S F C Pおよび個人向けパートII F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の対称の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009／65／E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の対称に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009／65／E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F告示18／698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2010年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パートⅠの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートⅠに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- － パートⅡ SICAVは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- （注）現在にかかる規則は存在しない。
- － 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- － 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- － 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- － UCITSおよびパートⅡファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- － UCITSおよびパートⅡファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートⅡファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- － 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- － SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

- A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記Ⅲ.3.1.3Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

- B. UCITS SICAVおよび個人向けパートⅡ SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- － SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記III.3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記III.3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目録見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設

立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付U C I T Sの投資証券クラスに関するE S M A意見には、U C I T Sが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i) 共通の投資目的、(ii) 連鎖がないこと、(iii) 事前決定および(iv) 透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商社会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合には、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRE S Aに公告すること

(ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形

を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

(7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- － 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集会的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- － これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No. 1093/2010、規則（E U）No. 575/2013、規則（E U）No. 600/2014および規則（E U）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009／65／E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

－ 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。

－ 上記3.1(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22－1条の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行う義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
 - (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の

非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EU第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37—8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/E Cに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 U C I T S管理会社に適用される規則

C S S F規則No.10—4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S Fは、以前適用されていたC S S F告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F告示12/546とは異なり、C S S F告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、U C I T S管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F Mおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるA I F）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S Fは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S Fが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F告示18/698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I Fおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S Fが期待することを明確にしている。

C S S Fは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S Fのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S Fは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I Dファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S Fは、オープン・エンド型U C Iの流動性リスク管理に関するI O S C Oの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各U C Iのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C Oの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するI O S C Oの良好な慣行（I O S C Oのウェブサイトですぐ入手可能である。）を利用することをC S S Fが期待していることを明確にするものである。

I O S C Oの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C Iの設計プロセス、U C Iの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T Sの認可、登録および監督

4.1.1 U C I T Sの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が

効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
 - 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
- 主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
- さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
 - 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
 - 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日から適用される。U C I T S管理会社、自己運用U C I T S投資法人およびU C I T Sについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。この経過期間は、規則（EU）No. 345／2013、規則（EU）No. 346／2013および規則（EU）No. 1286／2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／1156（改正済）により、2022年12月31日まで延長された。

P R I I P s 規則の目的は、(i) P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) P R I I P市場の参加者全員（P R I I Pの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I Pのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T Sを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T Sの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I I D／P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10－049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／43／EUを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10－4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／44／EUを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10－5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F告示11／509（C S S F告示21／778により改正済）

- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F告示12/540
- － 2010年法パート I に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（場合に応じて）に適用される規定に関するC S S F告示16/644（C S S F告示18/697により改正済）
- － S F T規則（規則（E U）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2015/2365）
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/E Cおよび指令2014/17/E Uならびに規則（E U）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016/1011）（改正済）
- － 金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088
- － 規則（E U）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2020/852

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パート I に従うU C I T Sは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、指令2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S Vの規則により、パート I ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示

- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート I の範囲内に該当する U C I T S に関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 I のスケジュール A に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461-6条第2項の一部修正により、S I C A V は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨を R E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家または C S S F 向けに提供された情報が当該 U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちに C S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項について C S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な C S S F 告示02/81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各 U C I について毎年、前会計年度中の U C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的は U C I の状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C I または U C I の管理会社の取締役会および C S S F による使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書を C S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97/136（C S S F 告示08/348により改正）および C S S F 告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を C S S F に提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S F は、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パート I およびパート II に従う UC I、その管理会社、保管受託銀行および C S S F の監督に服する、UC I 業務に貢献する事業
 - － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
 - － (UC I が任意清算される場合) 清算人
- (2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UC I または管理会社の場合) UC I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくは UC I の経営陣の構成員、または管理会社もしくは UC I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S F が判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S F は、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
 - c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S F が匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) また、C S S F は、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S F の公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S F のウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S F がUC I T S、管理会社またはUC I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S F は、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、C S S F は、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (7) C S S F が行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S F は、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること²
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

² 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016／679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する2015年3月25日付改正法を改正する、指令95／46／E C（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/E C第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後とも準拠する。

1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

1.1 A I F M

1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

a) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。

- b) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体（かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 I に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
- i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（EU A I F MのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのA I F Mは、C S S F告示19/733（上記IV.3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S／2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125—1条および第125—2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS／2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a) に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a) に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I F Mを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるC S S F告示18／698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18／698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載

- － A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E C³に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I F Mが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

³ 指令2004/109/E Cとは、指令2001/34/E Cを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/E C（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- － A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- － A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
- － A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- － 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- － 運用資産の総額がA I FMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I FMの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
- － 上記の要件に従うA I FMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
- － 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I FMの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
- － 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I FMの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I FMは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I FMは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I FMが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I FMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にA I FMDの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I FMDに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I FMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18/697の規定に従う。

C S S F告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I FMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- － A I FMにより運用されるA I F
- － 非個人向けパートIIファンド

- － 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I F M S第30 a条（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、E U A I F MによるE Uにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パートIに該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のU C I T S
- － E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- － 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

U C I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91／75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88—2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2022年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1

月1日より前にUCITS KIIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIP KIID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

（i）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（v）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと記載している。

（vi）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができることも、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。